

資料編

別紙

大気浄化植樹事業等に係るアンケート調査 アンケート用紙

今後、アンケート調査の集計や分析にあたり、必要に応じてこちらから問い合わせや直接面談をし、ご意見をお伺いする場合もございます。

このため、下記の欄に本アンケートへお答え下さる方の所属・氏名・連絡先等の記載をお願い致します。

所 属	
住 所	
氏 名	
電 話	
E-mail	

《資料編 1》

このアンケートは、主管部署により質問事項が異なります。

◇大気環境保全、保健に係る主管部署の方は、Iの質問事項⇒p. 1～p. 7

◇公共施設の緑化や民有地の緑化推進に係る主管部署の方は、IIの質問事項⇒p. 9～p. 12

◇学校等教育施設の整備に係る主管部署の方は、IIIの質問事項⇒p. 13～p. 16

にお答えください。

《資料編 1》

I. 大気環境保全、保健に係る主管部署の方へのアンケート

I-1 事業の理解度について

あなたの部署では、大気浄化植樹事業、大気浄化植樹助成事業（以下「本事業」という。）についてご存知ですか。

- ア) 以前からよく知っている
- イ) 以前から知っている
- ウ) 今回新たに知った
- エ) 事業があることは知っているが、内容はほとんどわからない
- オ) 全く知らない

I-2 事業の周知について

あなたの部署では、本事業について、どなたを対象に周知いただいているか（複数回答可）。

- ア) 公共施設の緑化に関わる主管部署
- イ) 民有地の緑化推進に関わる主管部署
- ウ) 教育施設の整備（特に緑化）に関わる主管部署
- エ) 事業者
- オ) 個人（一般市民）
- カ) その他（具体的に：）
- キ) 特に周知していない

I-3 事業の周知方法について

あなたの部署では、本事業について、どのような方法で周知いただいているか（複数回答可）。

- ア) 関連部署と連携し調整している
- イ) 事業者等に個別に文書や電話等で相談している
- ウ) 広報などでお知らせしている
- エ) 自治体のホームページ上に掲載している
- オ) 特段の周知はしていない

I-4 事業の積極的活用について

本事業は、住宅、病院、老人ホーム、保育園、公民館等の敷地内で行う植樹を対象とするもので、これまでの実績では公共施設に植栽するケースが多いのですが、特に大気浄化植樹助成事業については、民間事業者等が対象になっており、工場や事業所での植樹も助成対象となっています。大気浄化植樹助成事業の募集にあたって、あなたの部署ではどのような方法をとっていますか（複数回答可）。

ア) 関連部署と調整している

（関連部署を具体的に挙げて下さい：）

- イ) 事業所等に文書や電話等を通じて募集している
- ウ) 広報等を通じて広く募集している
- エ) 自治体のホームページ上に掲載し募集している
- オ) 特段の募集は行っていない

I-5 大気浄化植樹事業の申請手続きについて

あなたの部署では、大気浄化植樹事業における他部署等からの申請の事務手続きはどのように行われていますか（複数回答可）。

- ア) 自治体内の HP やメール、回覧等で申請用紙を他部署へ共有しており、申請者は各自共有されている申請用紙を用いて定期便やメール、FAX 等で申請手続きをする
- イ) 申請用紙の共有は特にしておらず、申請者等から希望があった場合のみ、申請書類を共有し、申請手続き等を行っている
- ウ) 特段の手続きの方法は決められていないため、その都度対応している
- エ) 申請は受け付けていない（理由：）

I-6 大気浄化植樹助成事業の申請手続きについて

あなたの部署では、大気浄化植樹助成事業における民間事業者等からの申請の事務手続きはどのように行われていますか（複数回答可）。

- ア) 関連部署と相談し対応してもらっている
- イ) 主管部署に申請書類があり、それに記入して受付窓口で手続きする
- ウ) 自治体ホームページ上に申請書類が掲載され、申請書をダウンロードして必要事項を記載し、受付窓口で手続きする
- エ) 窓口に出向かなくても、郵送で申請手続きができる
- オ) 自治体のホームページ上で申請手続きができる
- カ) 特段の手続きの方法は決められていないため、その都度対応している
- キ) 申請は受け付けていない（理由：）

I-7 部署内の事業活用実績について

あなたの部署で担当する公共施設の整備において、本事業を活用したことありますか。

ア) 活用したことがある

(理由 :)

イ) 施設整備を担当しているが本事業を活用したことはない

(理由 :)

ウ) 部署内で施設整備を担当していない

I-8 助成対象とする樹種について

本事業では、助成対象とする樹種を大気浄化能力を有する樹種（「大気浄化のための効果的な植樹のポイント」で推奨している樹種）※に限定していますが、助成対象とする樹種について、あなたの部署ではどのようにお考えですか。また、その理由も併せて記載して下さい（複数回答可）。

※次ページに別表を掲載

ア) 大気浄化能力を有する樹種でよい（現行のままでよい）

(理由 :)

イ) 大気浄化能力に関わらず地域にあった樹種ならよい（樹種にこだわらない）

(理由 :)

ウ) 樹木に限らず、草本植物（草花）でもよい

(理由 :)

エ) 緑のカーテンなどのツル植物でもよい

(理由 :)

I-8 別表：大気浄化植樹に適した樹種リスト（関東地方周辺を想定）

大気浄化のための効果的な植樹のポイント（独立行政法人環境再生保全機構）より抜粋

	大気汚染の濃度レベルが低い地域 (住宅地など)	大気汚染の濃度レベルが高い地域 (工場、幹線道路周辺など)
高木	<p>(常緑樹) <u>ヤマモモ</u>、<u>ウバメガシ</u>、<u>シラカシ</u>、<u>アラカシ</u>、<u>スダジイ</u>、<u>マテバシイ</u>、<u>タイサンボク</u>、<u>クスノキ</u>、<u>タブノキ</u>、<u>クロガネモチ</u>、<u>モッコク</u>、<u>カクレミノ</u>、<u>カイズカイブキ</u>、<u>モチノキ</u>、<u>サンゴジユ</u></p> <p>(落葉樹) <u>ケヤキ</u>、<u>エノキ</u>、<u>ムクノキ</u>、<u>ハルニレ</u>、<u>キリ</u>、<u>イチョウ</u>、<u>クヌギ</u>、<u>アキニレ</u>、<u>ユリノキ</u>、<u>シンジュ</u>、<u>アオギリ</u>、<u>サルスベリ</u>、<u>クリ</u>、<u>ヤマモミジ</u>、<u>コブシ</u>、<u>ハクモクレン</u>、<u>ヤマザクラ</u>、<u>ソメイヨシノ</u>、<u>イロハモミジ</u>、<u>イヌシデ</u>、<u>アカシデ</u>、<u>トチノキ</u>、<u>エンジュ</u>、<u>トウカエデ</u>、<u>コナラ</u>、<u>スズカケノキ</u>、<u>モミジバスズカケノキ</u>、<u>センダン</u>、<u>カキノキ</u>、<u>シダレザクラ</u>、<u>ナンキンハゼ</u>、<u>エゴノキ</u>、<u>ニセアカシア</u>、<u>ミズキ</u>、<u>サトザクラ</u>、<u>オオシマザクラ</u>、<u>ハンノキ</u>、<u>モミジバフウ</u>、<u>カシワ</u>、<u>リョウブ</u>、<u>モモ</u> 以上の他これらに準じる樹種</p>	<p>(常緑樹) <u>ヤマモモ</u>、<u>ウバメガシ</u>、<u>シラカシ</u>、<u>アラカシ</u>、<u>スダジイ</u>、<u>マテバシイ</u>、<u>タイサンボク</u>、<u>クスノキ</u>、<u>タブノキ</u>、<u>クロガネモチ</u>、<u>モッコク</u>、<u>カクレミノ</u>、<u>カイズカイブキ</u>、<u>モチノキ</u>、<u>サンゴジユ</u></p> <p>(落葉樹) <u>イチョウ</u>、<u>クヌギ</u>、<u>アキニレ</u>、<u>ユリノキ</u>、<u>シンジュ</u>、<u>アオギリ</u>、<u>トウカエデ</u>、<u>コナラ</u>、<u>スズカケノキ</u>、<u>モミジバスズカケノキ</u>、<u>モミジバフウ</u>、<u>センダン</u>、<u>ナンキンハゼ</u>、<u>ニセアカシア</u>、<u>サトザクラ</u>、<u>オオシマザクラ</u>、<u>ハンノキ</u>、<u>カシワ</u> 以上の他これらに準じる樹種</p>
中木	<p>(常緑樹) <u>イヌツゲ</u>、<u>マサキ</u>、<u>ネズミモチ</u>、<u>キヨウチクトウ</u></p> <p>(落葉樹) <u>ウメ</u>、<u>ニワトコ</u>、<u>ハナズオウ</u>、<u>マユミ</u>、<u>シデコブシ</u>、<u>シモクレン</u> 以上の他これらに準じる樹種</p>	<p>(常緑樹) <u>イヌツゲ</u>、<u>マサキ</u>、<u>ネズミモチ</u>、<u>キヨウチクトウ</u></p> <p>(落葉樹) <u>ニワトコ</u>、<u>マユミ</u> 以上の他これらに準じる樹種</p>
低木	<p>(常緑樹) <u>オオムラサキ</u>、<u>ヤマツツジ</u>、<u>シャリンバイ</u>、<u>マルバシャリ</u>、<u>ヤツデ</u>、<u>サツキ</u>、<u>ヒラドツツジ</u>、<u>アベリア</u>、<u>チャノキ</u></p> <p>(落葉樹) <u>ムクゲ</u>、<u>レンギョウ</u>、<u>トサミズキ</u>、<u>ヒュウガミズキ</u>、<u>ヤマハギ</u>、<u>ニシキギ</u>、<u>ハコネウツギ</u>、<u>オオデマリ</u>、<u>ウメモドキ</u> 以上の他これらに準じる樹種</p>	<p>(常緑樹) <u>オオムラサキ</u>、<u>シャリンバイ</u>、<u>マルバシャリ</u>、<u>ヤツデ</u>、<u>サツキ</u>、<u>ヒラドツツジ</u>、<u>アベリア</u>、<u>チャノキ</u></p> <p>(落葉樹) <u>ムクゲ</u>、<u>レンギョウ</u>、<u>ハコネウツギ</u>、<u>オオデマリ</u>、<u>ウメモドキ</u> 以上の他これらに準じる樹種</p>
ツル植物	<p>(常緑樹) <u>サネカズラ</u>、<u>ムベ</u>、<u>キヅタ</u>、<u>ティカカズラ</u>、<u>セイヨウキヅタ</u></p> <p>(落葉樹) <u>ツルウメモドキ</u>、<u>フジ</u>、<u>ヤマフジ</u>、<u>スイカズラ</u>、<u>ノウゼンカズラ</u>、<u>アケビ</u>、<u>ミツバアケビ</u>、<u>ナツヅタ</u> 以上の他これらに準じる樹種</p>	<p>(常緑樹) <u>ムベ</u>、<u>キヅタ</u>、<u>セイヨウキヅタ</u>、<u>ティカカズラ</u></p> <p>(落葉樹) 以上の他これらに準じる樹種</p>

注) 網掛けで表示されている樹種は、東京都内及び近県の事例調査において屋上、壁面などの建築空間の緑化で多用されていた樹種、下線で表示した樹種は道路緑化で多用されていた樹種。

出典) 環境庁大気保全局大気規制課監修・大気環境に関する緑地機能検討会編集(1989)： 大気浄化植樹指針 一緑のインビテーション

I-9 助成対象経費について

樹木の植栽は、単に植栽するときだけではなく、その後の維持管理にも経費がかかります。助成の対象経費は、材料費（樹木代、肥料代など）、植栽費及びこれに伴う経費と定められていますが、対象経費について、あなたの部署ではどのようにお考えですか。

- ア) 材料費、植栽費及びこれに伴う費用（現行のままでよい）

（理由：）

- イ) 維持管理費（剪定、刈り込みなど）も含める

（理由：）

I-10 事業の関連部署間の関わり

自治体主導で実施される公共施設の緑化や民有地の緑化を進める体制としては、公園緑地を整備・管理する部署や緑化を推進する部署が主管する地方公共団体が大半を占め、大気環境保全や保健の主管部署との連携が弱いのではないかと考えられます。しかし、大気浄化植樹事業の推進にあたっては、大気環境保全や保健の主管部署と緑化推進の主幹部署や事業実績の多い教育施設整備の主管部署である教育委員会などとの連携が重要になってきます。そこで、あなたの部署と関連部署との関わりについてお答えください。

- ア) 関連部署とある程度日常的な関わりがある

- イ) 関連部署との日常的な関わりはないが、必要に応じて関わられる体制になっている

- ウ) 関連部署との関わりをもつよう努力しているが、実際には難しい

- エ) 関連部署との関わりはほとんどない

ここで想定している関連部署は具体的にどこですか。大気浄化植樹を念頭に具体的にお答えください。

（関連部署：）

また、関連部署との連携が進まない理由について、具体的に教えてください。

（理由：）

I-11 植樹や緑化を躊躇させる問題点

本事業の申請が少ない理由として様々な要因が考えられますが、本事業への申請を躊躇させる要因としてはどのようなものと考えられるでしょうか。（複数回答可）。

- ア) 大気浄化の問題が顕在化しているとは思えない
- イ) 効果が期待できない
- ウ) 効果の科学的根拠に欠ける
- エ) 効果的な植栽のしかたがわからない
- オ) 維持管理が面倒
- カ) 助成費用に維持管理費が見込まれていない
- キ) 道路管理者との調整が面倒
- ク) 落葉の問題（周辺住民からの苦情）
- ケ) 日照不良の問題（周辺住民からの苦情）
- コ) 病虫害の発生（周辺住民からの苦情）
- サ) その他（具体的に：）

上記の問題点を含め、申請が少ない理由として、あなたの部署ではどのようなお考えをお持ちですか。具体的に記載して下さい（自由記載方式）。

I-12 あなたの自治体のその他の緑化助成制度

本事業に類似した緑化助成制度について伺います。あなたの自治体には、民有地の緑化助成制度としてどのようなものがありますか。（複数回答可）。

- ア) 生垣づくり
- イ) 地上部緑化
- ウ) 屋上・壁面緑化
- エ) 駐車場緑化
- オ) 花壇づくり
- カ) 緑のカーテン
- キ) その他（具体的に：）
- ク) 民有地の緑化助成制度は実施していない。

I-13 事業の継続・推進、新たな展開に向けたご意見

本事業の継続・推進に向けて、何かご要望やご意見があれば、具体的に記載して下さい
(自由記載方式)。

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

《資料編 1》

II. 公共施設の緑化や民有地緑化推進に係る主管部署の方へのアンケート

II-1 事業の理解度について

あなたの部署では、大気浄化植樹事業、大気浄化植樹助成事業（以下、「本事業」という。）についてご存知ですか。

- ア) 以前からよく知っている
- イ) 以前から知っている
- ウ) 今回新たに知った
- エ) 事業があることは知っているが、内容はほとんどわからない
- オ) 全く知らない

II-1-1 事業の認知方法について

II-1で「ア)」～「エ)」とお答えいただいた方にご質問します。本事業はどのような経路で認知しましたか。

- ア) 環境再生保全機構から直接情報提供を受けて知った。
(情報は何で受け取りましたか：)
- イ) 自治体内の大気環境保全、保健に係る部署から情報提供を受けて知った。
(情報は何で受け取りましたか：)
- ウ) 自治体内の実績を見て知った。
(実績は何を見て知りましたか：)
- エ) 植栽に関する助成制度を調べていて知った。
(情報は何で受け取りましたか：)
- オ) 植物が持つ大気浄化機能を調べていて知った。
(情報は何で受け取りましたか：)
- カ) その他（具体的に： ）

II-2 大気環境保全・保健主管部署との関わりについて

本事業の推進にあたっては、大気環境保全や保健の主管部署と公共緑化や民有地緑化推進の主管部署との連携が重要になってきます。そこで、あなたの部署と大気環境保全や保健の主管部署との関わりについてお答えください。

- ア) ある程度日常的な関わりがある
- イ) 日常的な関わりはないが、必要に応じて関わられる体制になっている
- ウ) 関わりをもつよう努力しているが、実際には難しい
- エ) 関わりをもつことは必要だと認識はしているが、具体的な取り組みは行っていない
- オ) 関わりはほとんどない（必要がない）

II-3 本事業への期待

あなたの部署では、これまで本事業に関わった実績がありますか。

- ア) ある
- イ) ない
- ウ) わからない

また、今後本事業を積極的に活用する意向はありますか。

- ア) ある (理由：)
- イ) ない (理由：)
- ウ) わからない (理由：)

II-4 今後の緑地整備の課題について

今後の都市緑地整備にあたっては民有地における緑化を推進することが重要であると考えますが、緑化推進を困難にしている問題点や緑化を躊躇する理由として一般的にはどのようなものが挙げられるでしょうか（複数回答可）。

- ア) 都市緑化には様々な機能や効果があるが、効果があまり期待できない
- イ) 効果の科学的根拠に欠ける
- ウ) 効果的な樹種や植栽のしかたがわからない
- エ) 植栽時だけでなく、植栽後も維持管理が必要で手間暇や経費がかかる
- オ) 財政的な問題が大きく、緑化まで手が回らない
- カ) 防犯上の問題（樹木がうっそうと繁り、見通しが悪くなる）
- キ) 落葉の問題（周辺住民からの苦情）
- ク) 日照不良の問題（周辺住民からの問題）
- ケ) 病虫害の発生（周辺住民からの問題）
- コ) その他（具体的に： ）

II-5 緑化上の課題への取組

都市緑地整備の実施にあたっては様々な問題点や課題が挙げられると考えられますが、あなたの部署では、その問題点や課題に対して具体的な取組を行っていますか。ございましたら、参考にさせていただきたいので、その概要をお答えください。

II-6 あなたの自治体のその他の緑化助成制度について

本事業に類似した緑化助成制度について伺います。あなたの自治体には、民有地における緑化助成制度としてどのようなものがありますか（複数回答可）。

- ア) 生垣づくり
- イ) 地上部緑化
- ウ) 屋上・壁面緑化
- エ) 駐車場緑化
- オ) 花壇づくり
- カ) 緑のカーテンづくり
- キ) 保護樹木・保護樹林の維持管理
- ク) その他（具体的に：）
- ケ) 民有地における緑化助成制度はない

II-7 緑化助成制度の周知のしかたについて

II-6 でお答えいただいた助成制度について、あなたの部署では、助成制度をどのように周知していますか（複数回答可）。

- ア) 緑化相談所などで催しものを開催している
- イ) 広報等でお知らせしている
- ウ) 自治体のホームページ上でお知らせしている
- エ) 特段の周知はしていない

II-8 緑化助成制度の申請手続きについて

II-6 でお答えいただいた助成制度について、申請手続きはどのように行っていますか（複数回答可）。

- ア) 主管部署に申請書類があり、それに記入して受付窓口で手続きする
- イ) 自治体ホームページ上に申請書類が掲載され、申請書をダウンロードして必要事項を記載し、受付窓口で手続きする
- ウ) 窓口に出向かなくても、郵送で申請手続きができる
- エ) 自治体のホームページ上で申請手続きができる
- オ) その他（理由：）

II-9 申請が少ない理由

本事業の申請が少ない理由として、あなたの部署ではどのようなお考えをお持ちですか。具体的に記載して下さい（自由記載方式）。

II-10 事業の継続・推進、新たな展開に向けたご意見

本事業の継続・推進や新たな展開に向けて、何かご要望・ご意見があれば、具体的に記載して下さい（自由記載方式）。

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

III. 学校等教育施設の整備に係る主管部署の方へのアンケート

III-1 事業の理解度について

あなたの部署では、大気浄化植樹事業、大気浄化植樹助成事業（以下、「本事業」という。）についてご存知ですか。

- ア) 以前からよく知っている
- イ) 以前から知っている
- ウ) 今回新たに知った
- エ) 事業があることは知っているが、内容はほとんどわからない
- オ) 全く知らない

III-1-1 事業の認知方法について

II-1で「ア)」～「エ)」とお答えいただいた方にご質問します。本事業はどのような経路で認知しましたか。

- ア) 環境再生保全機構から直接情報提供を受けて知った。
(情報は何で受け取りましたか：)
- イ) 自治体内の大気環境保全、保健に係る部署から情報提供を受けて知った。
(情報は何で受け取りましたか：)
- ウ) 自治体内の実績を見て知った。
(実績は何を見て知りましたか：)
- エ) 植栽に関する助成制度を調べていて知った。
(情報は何で受け取りましたか：)
- オ) 植物が持つ大気浄化機能を調べていて知った。
(情報は何で受け取りましたか：)
- カ) その他（具体的に： ）

III-2 大気環境保全・保健主管部署との関わりについて

本事業のこれまでの実績を施設別にみると、学校等の教育施設が約 50%を占めています。このため、今後もこれらの学校施設・教育施設での本事業の推進が期待されるところですが、本事業の推進にあたっては、大気環境保全や保健の主管部署と学校等教育施設整備の主管部署との連携が重要になってきます。そこで、あなたの部署と大気環境保全や保健の主管部署との関わりについてお答えください。

- ア) ある程度日常的な関わりがある
- イ) 日常的な関わりはないが、必要に応じて関わられる体制になっている
- ウ) 関わりをもつよう努力しているが、実際には難しい
- エ) 関わりをもつことは必要だと認識はしているが、具体的な取組みは行っていない
- オ) 関わりはほとんどない（必要がない）

III-3 本事業への期待

あなたの部署では、これまで本事業に関わった実績がありますか。

- ア) ある
 - イ) ない
 - ウ) わからない
- また、今後この事業を積極的に活用する意向はありますか。
- ア) ある（理由： ）
 - イ) ない（理由： ）
 - ウ) わからない（理由： ）

III-4 学校施設等での緑化上の制約について

学校等の教育施設は、児童・生徒の学習の場であると同時に、体力づくり・情操教育など心身の発達を育む場でもあり、緑の多い静かな環境の維持が求められます。また、地域住民との結び付きも強く、日常的に幅広く利用される公共施設でもあることから、親しみやのある空間を創出し、地域の緑の拠点としても位置付けられます。

さらに、土地的にみても、学校等の敷地面積は広く、沿道部等の敷地境界に植栽の余地もありますので、学校緑化は、今後の都市整備の上でも重要なターゲットとなる場所です。

しかし、教育施設での緑化は、様々な制約があると考えます。ここでは、学校施設等での植樹や緑化上の制約についてお答えください（複数回答可）。

- ア) 維持管理作業が大変である
- イ) 周辺住民から落葉・日照不良・病虫害発生等の苦情がある
- ウ) 防犯上の問題から見通しをよくすることが求められ、樹木をうっそとできない
- エ) 運動会の開催や非常時の避難場所にも指定されているため、空間が必要
- オ) その他（具体的に： ）

III-5 環境教育への活用について

都市緑地は、大気浄化、気象緩和、静寂な空間の創出、潤いのあるやすらぎの空間、身近な動植物の生息空間等、都市の快適な生活空間の創出の上でも多様な機能を発揮しています。本事業は樹木の有する大気浄化機能に着目し、大気環境の保全を主眼に都市緑化を進めるものですが、大気浄化の効果とともに緑の有する多様な機能が総合的に発揮されることに特徴があります。都市緑地の機能は、近年の地球温暖化やヒートアイランド現象の問題もあって注目されているところですが、加えて環境教育への活用等も考えられます。そこで、大気浄化植樹に関連して、環境教育への活用についてお尋ねします。環境教育への活用について、期待できるものは何でしょうか。（複数回答可）。

- ア) 身近な動植物の観察
- イ) 授業での活用
- ウ) 総合学習での活用
- エ) クラブ活動での活用
- オ) 専門家による出前授業
- カ) その他（具体的に：）

III-6 申請が少ない理由

本事業の申請が少ない理由として、あなたの部署ではどのようなお考えをお持ちですか。具体的に記載して下さい（自由記載方式）。

III-7 事業の継続・推進、新たな展開に向けたご意見

学校等教育施設における本事業の継続・推進、新たな展開に向けて、何かご意見があれば、具体的に記載して下さい（自由記載方式）。

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

I. 大気環境保全、保健に係る主管部署の方へのアンケート

【回収状況】

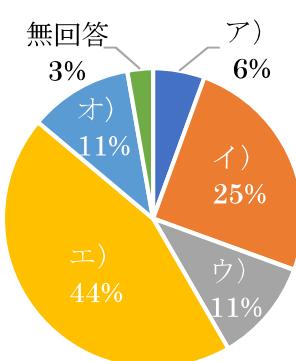
- ・送付数…58 票
- ・回収数…39 票
 - ・回収数のうち、送付先と異なるもの、複数者で回答いただいたもの…14 票
 - ・回収数のうち、白票および無効票のもの…3 票
- ・有効票数…36 票
- ・有効回収率…62.1%

【回答結果】

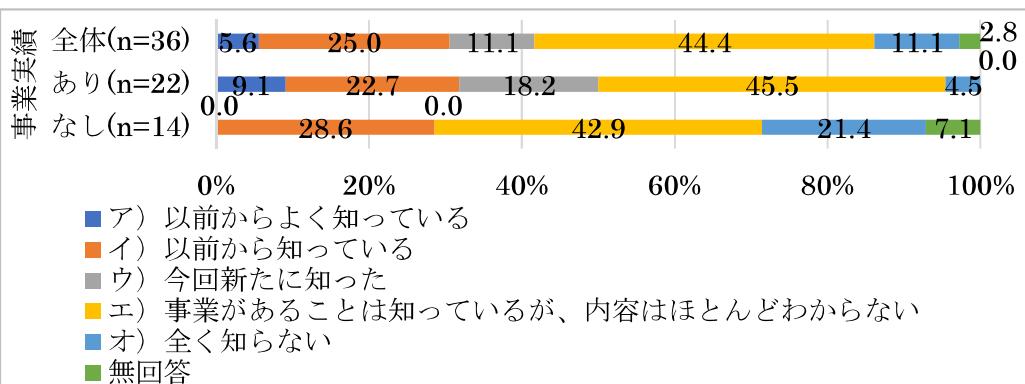
I - 1 事業の理解度について

あなたの部署では、大気浄化植樹事業、大気浄化植樹助成事業（以下「本事業」という。）についてご存知ですか。

- ア) 以前からよく知っている／イ) 以前から知っている／ウ) 今回新たに知った
 エ) 事業があることは知っているが、内容はほとんどわからない／オ) 全く知らない



- ・事業の理解度は、「事業があることは知っているが、内容はほとんどわからない」が最も多く、44%を占めた。
- ・また、「以前からよく知っている」は6%、「以前から知っている」は25%で、アンケート実施前から本事業を理解していた回答者は 31% であった。
- ・自治体としての事業実績の有無により、クロス集計を行ったが、「以前からよく知っている」、「以前から知っている」の割合は、実績ありの自治体で計 31.8%、実績なしの自治体で計 28.6%であり、事業の理解度は事業実績の有無による大きな差はないことがわかった。
- ・また、自治体としての事業実績があるにも関わらず、「今回新たに知った」という回答も 18.2%みられた。

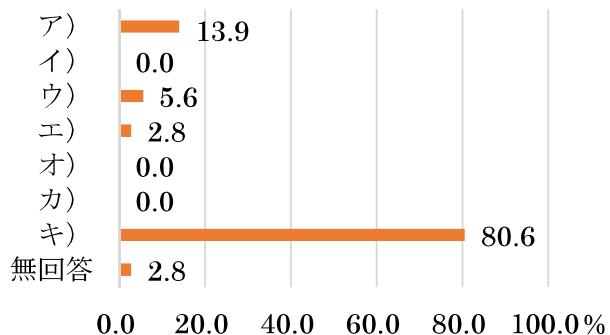


《資料編2》

I - 2 事業の周知について

あなたの部署では、本事業について、どなたを対象に周知いただいているか（複数回答可）。

- ア) 公共施設の緑化に関わる主管部署／イ) 民有地の緑化推進に関わる主管部署／
- ウ) 教育施設の整備（特に緑化）に関わる主管部署／エ) 事業者／
- オ) 個人（一般市民）／カ) その他／キ) 特に周知していない

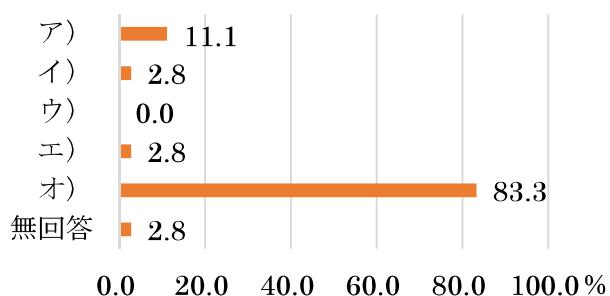


- ・事業の周知について、「特に周知していない」が最も多く、80.6%であった。
- ・周知先は、「公共施設の緑化に関わる主管部署」が最も多く、13.9%であった。

I - 3 事業の周知方法について

あなたの部署では、本事業について、どのような方法で周知いただいているか（複数回答可）。

- ア) 関連部署と連携し調整している／イ) 事業者等に個別に文書や電話等で相談している／ウ) 広報などでお知らせしている／エ) 自治体のホームページ上に掲載している／オ) 特段の周知はしていない

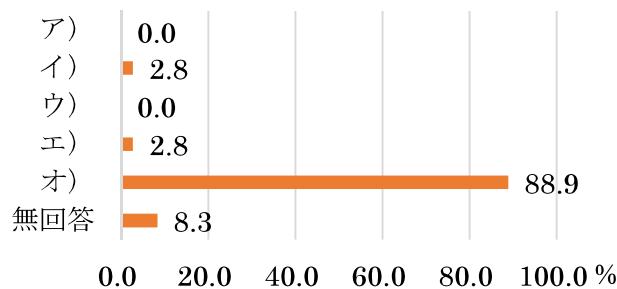


- ・I - 2 の回答と同じく、事業について「特段の周知はしていない」が最も多く、83.3%であった。
- ・周知方法は、「関連部署と連携し調整している」が最も多く、11.1%であった。
- ・いずれも 2.8%とわずかながら、「事業者等に個別に文書や電話などで相談している」、「自治体のホームページ上に掲載している」と、積極的な周知を行っている自治体も見られた。

I－4 事業の積極的活用について

本事業は、住宅、病院、老人ホーム、保育園、公民館等の敷地内で行う植樹を対象とするもので、これまでの実績では公共施設に植栽するケースが多いのですが、特に大気浄化植樹助成事業については、民間事業者等が対象になっており、工場や事業所での植樹も助成対象となっています。大気浄化植樹助成事業の募集にあたって、あなたの部署ではどのような方法をとっていますか（複数回答可）。

- ア) 関連部署と調整している／イ) 事業所等に文書や電話等を通じて募集している／ウ) 広報等を通じて広く募集している／エ) 自治体のホームページ上に掲載し募集している／オ) 特段の募集を行っていない

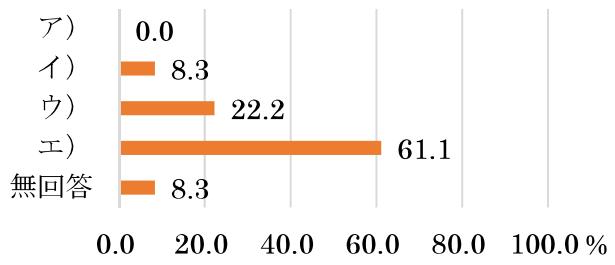


- ・大気浄化植樹助成事業の募集について、「特段の募集は行っていない」が最も多く、88.9%であった。
- ・いずれも2.8%とわずかながら、「事業所などに文書や電話等を通じて募集している」、「自治体のホームページ上に掲載し募集している」と、積極的に募集をしている自治体も見られた。

I－5 大気浄化植樹事業の申請手続きについて

あなたの部署では、大気浄化植樹事業における他部署等からの申請の事務手続きはどのように行われていますか（複数回答可）。

- ア) 自治体内のHPやメール、回覧等で申請用紙を他部署へ共有しており、申請者は各自共有されている申請用紙を用いて定期便やメール、FAX等で申請手続きをする／
イ) 申請用紙の共有は特にしておらず、申請者等から希望があった場合のみ、申請書類を共有し、申請手続き等を行っている／ウ) 特段の手続きの方法は決められていないため、その都度対応している／エ) 申請は受け付けていない



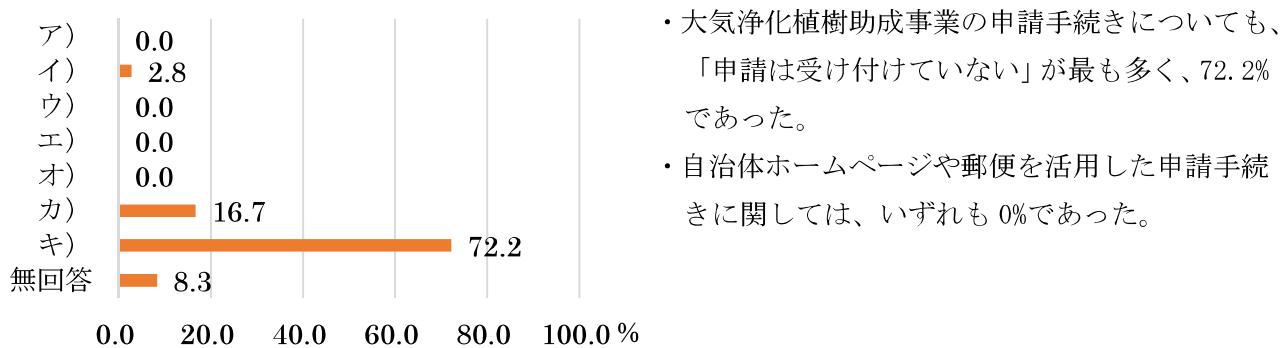
- ・大気浄化植樹事業の申請手続きについては、「申請は受け付けていない」が最も多く、61.1%であった。
- ・あらかじめ「申請用紙を他部署へ共有している」との回答は0%であった。

・また、「申請は受け付けていない」理由としては、「事業について知らないため」、「大気浄化植樹事業取り扱っていないため」、「他部署からの相談がない」などが挙げられ、事業の周知・推進や、窓口部署の選定に課題があると推察される。

I - 6 大気浄化植樹助成事業の申請手続きについて

あなたの部署では、大気浄化植樹助成事業における民間事業者等からの申請の事務手続きはどのように行われていますか（複数回答可）。

- ア) 関連部署と相談し対応してもらっている
- イ) 主管部署に申請書類があり、それに記入して受付窓口で手続きする
- ウ) 自治体ホームページ上に申請書類が掲載され、申請書をダウンロードして必要事項を記載し、受付窓口で手続きする
- エ) 窓口に出向かなくても、郵送で申請手続きができる
- オ) 自治体のホームページ上で申請手続きができる
- カ) 特段の手続きの方法は決められていないため、その都度対応している
- キ) 申請は受け付けていない



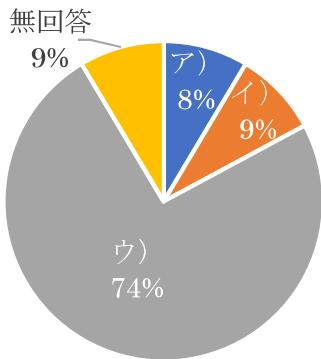
- ・大気浄化植樹助成事業の申請手続きについても、「申請は受け付けていない」が最も多く、72.2%であった。
- ・自治体ホームページや郵便を活用した申請手続きに関しては、いずれも0%であった。

・「申請を受け付けていない」理由としては、大気浄化植樹事業と同じく、「事業について知らないため」、「大気浄化植樹助成事業を取り扱っていないため」、「他部署からの相談がない」などが挙げられ、事業の周知・推進や、窓口部署の選定に課題があると推察される。

I-7 部署内の事業活用実績について

あなたの部署で担当する公共施設の整備において、本事業を活用したことがありますか。

- ア) 活用したことがある／イ) 施設整備を担当しているが本事業を活用したことはない／ウ) 部署内で施設整備を担当していない

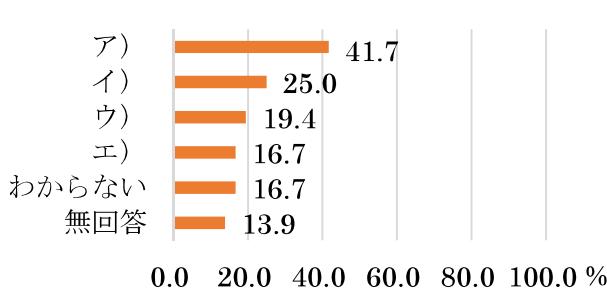


- 事業活用実績は、「部署内で施設整備を担当していない」が74%を占めた。
- 無回答が9%と比較的高い割合を示すことから、自治体内の実績を正しく把握できていない可能性も考えられる。
- 「活用したことがある」との回答は3票であったが、その理由は、「環境改善に寄与すると判断したため」が1票、「施設整備の際に植栽を行ったため」が2票であった。
- 「施設整備を担当しているが本事業を活用したことがない」との回答も3票であったが、その理由は全て「植樹できるスペースがないため」とのことであった。
- 「環境改善」という、本事業の趣旨に一致した実績は少なく、そもそも植樹の機会がないという課題が推察される。

I-8 助成対象とする樹種について

本事業では、助成対象とする樹種を大気浄化能力を有する樹種（「大気浄化のための効果的な植樹のポイント」で推奨している樹種）※に限定していますが、助成対象とする樹種について、あなたの部署ではどのようにお考えですか。また、その理由も併せて記載して下さい（複数回答可）。

- ア) 大気浄化能力を有する樹種でよい（現行のままでよい）／イ) 大気浄化能力に関わらず地域にあった樹種ならよい（樹種にこだわらない）／ウ) 樹木に限らず、草本植物（草花）でもよい／エ) 緑のカーテンなどのツル植物でもよい



- 対象とする樹種については、「大気浄化能力を有する樹種でよい（現行のままでよい）」が最も多く、41.7%であった。
- 他の設問に比べ回答にばらつきがあり、「わからない」とコメントが付されている回答も16.7%あった。

- ア)～エ)の各回答の理由を見ると、「現行のままでよい」理由としては、「本事業の趣旨に沿ったものである必要である」との回答が大部分を占めた。
- 「大気浄化能力に関わらず地域にあった樹種ならよい」理由としては、「植栽には美観も必要」、「地域によって適する樹種が異なると思う」など、植栽の魅力を重視する意見、「在来種を植えるよう推奨している」、「現行の植樹事業は大気浄化を目的としていない」など、既存の植樹事業との整合性を重視する意見が挙げられた。一部、「樹木を植えるスペースがない」といった消極的な意見も見られた。

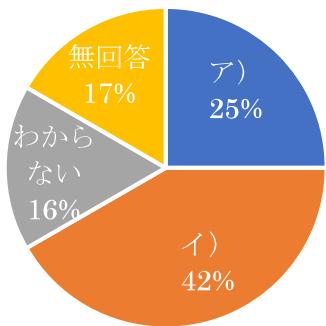
《資料編2》

- ・「草本植物（草花）でもよい」、「緑のカーテンなどのツル植物でもよい」については、ほぼ同意見が並び、「大気浄化植樹能力があれば草本でも良いと考える」、「緑化推進のため」、「樹木を植えるスペースがない」、「継続的な維持管理が行いやすい」などが挙げられた。
- ・事業の趣旨か、緑化推進か、いずれを重視するかにより、意見が分かれる結果となった。

I-9 助成対象経費について

樹木の植栽は、単に植栽するときだけでなく、その後の維持管理にも経費がかかります。助成の対象経費は、材料費（樹木代、肥料代など）、植栽費及びこれに伴う経費と定められていますが、対象経費について、あなたの部署ではどのようにお考えですか。

- ア) 材料費、植栽費及びこれに伴う費用（現行のままでよい）
- イ) 維持管理費（剪定、刈り込みなど）も含める



- ・助成対象経費については、「維持管理費も含める」が42%を占めた。
- ・「維持管理費も含める」理由としては、「維持管理費の負担が大きい」、「大気浄化効果の維持には、適切な維持管理が必要」、「植樹が目的ではなく、大気浄化が目的であるから、維持管理費も含めると考える」などが挙げられた。

- ・「現行のままでよい」理由としては、「現行制度に不満がない」の他、「将来にわたる維持管理者は植栽者が負担すべき」、「維持管理を含めると対象の植樹とそれ以外の費用管理が難しくなる」などが挙げられた。
- ・I-8と同じく、自治体により意見が分かれる結果となった。

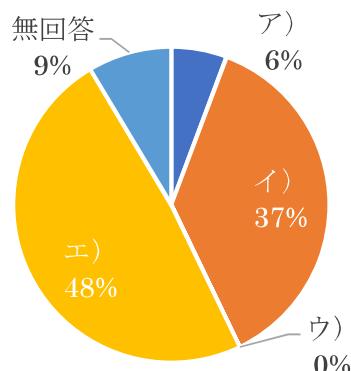
I-10 事業の関連部署間の関わり

自治体主導で実施される公共施設の緑化や民有地の緑化を進める体制としては、公園緑地を整備・管理する部署や緑化を推進する部署が主管する地方公共団体が大半を占め、大気環境保全や保健の主管部署との連携が弱いのではないかと考えられます。しかし、大気浄化植樹事業の推進にあたっては、大気環境保全や保健の主管部署と緑化推進の主幹部署や事業実績の多い教育施設整備の主管部署である教育委員会などとの連携が重要になってきます。そこで、あなたの部署と関連部署との関わりについてお答えください。

- ア) 関連部署とある程度日常的な関わりがある
- イ) 関連部署との日常的な関わりはないが、必要に応じて関わられる体制になっている
- ウ) 関連部署との関わりをもつよう努力しているが、実際には難しい
- エ) 関連部署との関わりはほとんどない

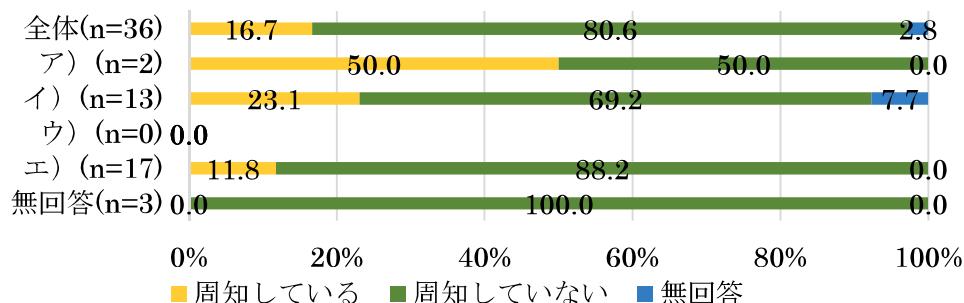
ここで想定している関連部署は具体的にどこですか。大気浄化植樹を念頭に具体的にお答えください。

また、関連部署との連携が進まない理由について、具体的に教えてください。



- ・関連部署間の関わりは「ほとんどない」が最も多く、48%を占めた。
- ・次いで、「日常的な関わりはないが、必要に応じて関わられる体制になっている」が37%であった。
- ・「ある程度日常的な関わりがある」と答えたのは、2票であり、いずれも公園緑地関連の部署と関わりがあるとのことであった。
- ・「関連部署との連携が進まない」理由については、ほとんど回答がなかったが、「ある程度植栽は行い、維持管理の時代となっているため」などが挙げられた。

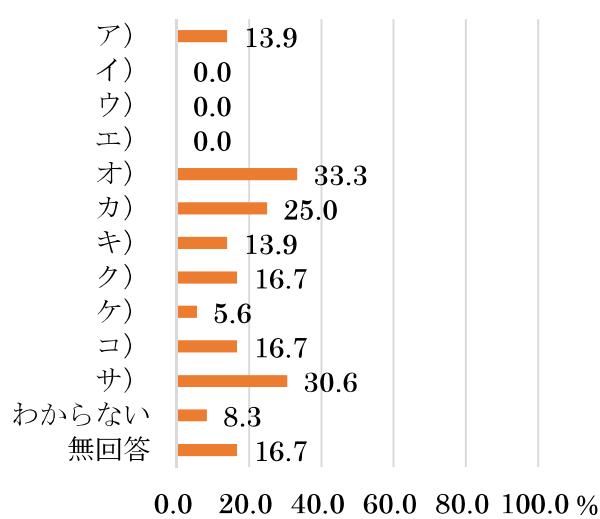
- ・I-2の事業の周知について、結果を「周知している」、「周知していない」、「無回答」に集約し、本設問結果とクロス集計を行った。
- ・標本数が少ないため、数値は参考程度ではあるが、関連部署との日常的な関わりがあるほど、事業の周知状況も良いという傾向が見られた。



I-11 植樹や緑化を躊躇させる問題点

本事業の申請が少ない理由として様々な要因が考えられますが、本事業への申請を躊躇させる要因としてはどのようなものが考えられるでしょうか（複数回答可）。

- ア) 大気浄化の問題が顕在化しているとは思えない／イ) 効果が期待できない／
- ウ) 効果の科学的根拠に欠ける／エ) 効果的な植栽のしかたがわからない／
- オ) 維持管理が面倒／カ) 助成費用に維持管理費が見込まれていない／
- キ) 道路管理者との調整が面倒／ク) 落葉の問題／ケ) 日照不良の問題／
- コ) 病虫害の発生／サ) その他



- ・植樹や緑化を躊躇させる問題点は、ばらつきがあるが、「維持管理が面倒」が最も多く、33.3%であった。
- ・次いで「助成費用に維持管理費が見込まれていない」が25.0%であり、維持管理の手間やコストに課題を抱えている自治体が多いことが推察される。
- ・また、「効果が期待できない」、「効果の科学的根拠に欠ける」、「効果的な植栽のしかたがわからない」は0%で、植物が持つ大気浄化植樹効果を疑問視する声はなかった。

・「その他」は具体的に、「手続きが不明瞭」、「すでに類似の緑化助成制度がある」、「植樹できるスペースがない」などが挙げられ、手続きに関する情報発信や事業の魅力向上、またそもそも植樹スペースがないといった点に課題があると推察される。

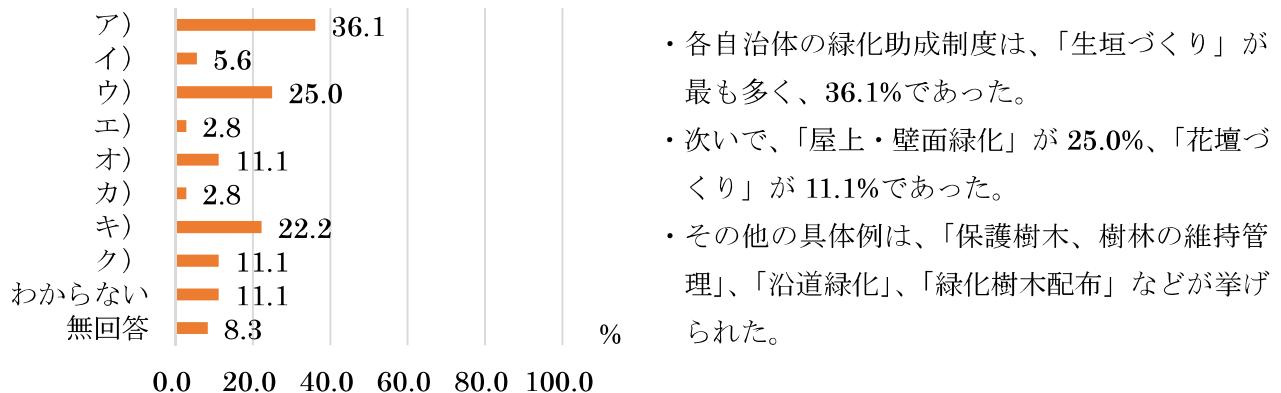
上記の問題点を含め、申請が少ない理由として、あなたの部署ではどのようなお考えをお持ちですか。具体的に記載して下さい（自由記載方式）。

- ・「スペースが狭く、植樹できる場所の確保が難しい」、「維持管理の予算確保が困難」、「手続きが手間」、「周知が十分でない」、「需要がなくなってきたのではないか」といった意見が挙げられた。
- ・他の設問や本設問前半でも推察できたように、植樹スペースがない、維持管理の手間やコストが確保できない、申請手続きにかける手間やコストを確保できない、といった各自治体が抱える課題とともに、周知が足りない、需要がなくなってきたのではないか、といった機構に対する指摘が明らかになった。

I-12 あなたの自治体のその他の緑化助成制度

本事業に類似した緑化助成制度について伺います。あなたの自治体には、民有地の緑化助成制度としてどのようなものがありますか（複数回答可）。

- ア) 生垣づくり／イ) 地上部緑化／ウ) 屋上・壁面緑化／エ) 駐車場緑化／
オ) 花壇づくり／カ) 緑のカーテン／キ) その他／ク) 民有地の緑化助成制度は実施していない。

**I-13 事業の継続・推進、新たな展開に向けたご意見**

本事業の継続・推進に向けて、何かご要望やご意見があれば、具体的に記載して下さい（自由記載方式）。

- 今後の事業展開に対するご意見としては、「助成対象の拡大」や「HPの充実」、「研修会の開催」といった提案が挙げられた。
- また、「大気浄化植樹の必要性は感じるが、植樹を行うスペースがない」といった、自治体の課題も見られた。

II. 公共施設の緑化や民有地緑化推進に係る主管部署の方へのアンケート

【回収状況】

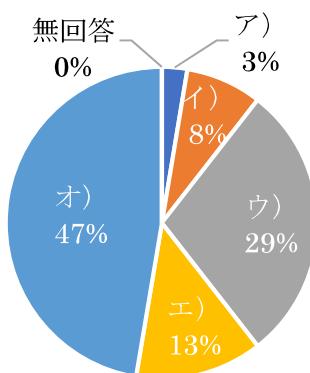
- ・送付数…59 票
- ・回収数…39 票
 - ・回収数のうち、送付先と異なるもの、複数者で回答いたいたしたもの…4 票
 - ・回収数のうち、白票および無効票のもの…1 票
- ・有効票数…38 票
- ・有効回収率…64.4%

【回答結果】

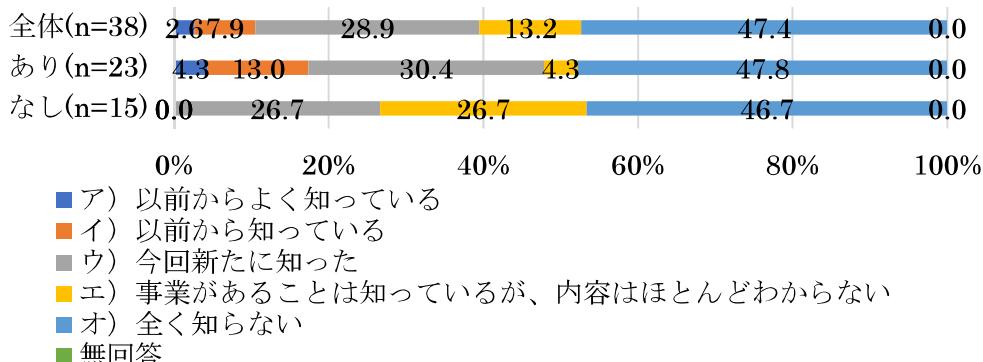
II-1 事業の理解度について

あなたの部署では、大気浄化植樹事業、大気浄化植樹助成事業（以下、「本事業」という。）についてご存知ですか。

- ア) 以前からよく知っている／イ) 以前から知っている／ウ) 今回新たに知った／
 エ) 事業があることは知っているが、内容はほとんどわからない／オ) 全く知らない



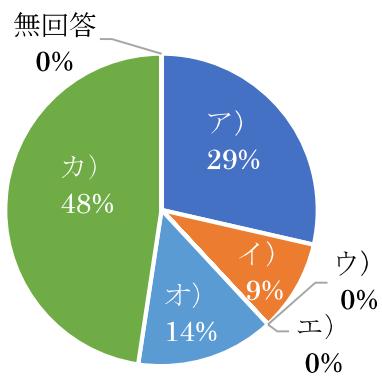
- ・事業の理解度は、「全く知らない」が最も多く、47%を占めた。
- ・また、「以前からよく知っている」は3%、「以前から知っている」は8%で、アンケート実施前から本事業を理解していた回答者は11%であった。
- ・自治体としての事業実績の有無により、クロス集計を行ったが、「以前からよく知っている」、「以前から知っている」の割合は、実績ありの自治体で計17.3%、実績なしの自治体で計0%であり、事業実績のある自治体ほど、事業の認知が進んでいることが推察される。



II-1-1 事業の認知方法について

II-1で「ア)」～「エ)」とお答えいただいた方にご質問します。本事業はどのような経路で認知しましたか。

- ア) 環境再生保全機構から直接情報提供を受けて知った。／
- イ) 自治体内の大気環境保全、保健に係る部署から情報提供を受けて知った。／
- ウ) 自治体内の実績を見て知った。／エ) 植栽に関する助成制度を調べていて知った。／
- オ) 植物が持つ大気浄化機能を調べていて知った。／カ) その他

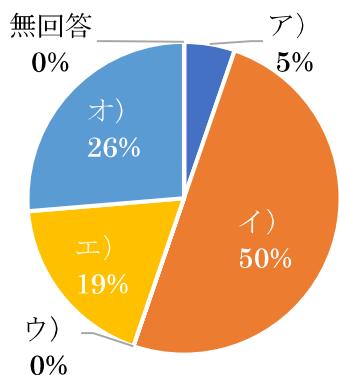


- ・事業の周知について、「機構から直接情報提供を受けて知った」が最も多く、29%を占めた。
- ・その多くが、「今回のアンケートで知った」で知ったと回答している。
- ・「その他」に、「今回のアンケートで知った」と回答したものもあり、これらをア)に含めると、全体の50%を占める。
- ・「自治体内の実績を見て知った」は0%であるものの、「その他」の中で「以前助成金をもらったことがある」、「庁舎近くで事業実績を見た」などの回答があった。
- ・また、「その他」では、事業実績のある自治体より、「前任者からの引継ぎで知った」という回答が1票あった。
- ・「植物が持つ大気浄化機能を調べていて知った」と回答したのは14%で、その多くが「ホームページで見た」と回答している。

II-2 大気環境保全・保健主管部署との関わりについて

本事業の推進にあたっては、大気環境保全や保健の主管部署と公共緑化や民有地緑化推進の主管部署との連携が重要になってきます。そこで、あなたの部署と大気環境保全や保健の主管部署との関わりについてお答えください。

- ア) ある程度日常的な関わりがある／イ) 日常的な関わりはないが、必要に応じて関わられる体制になっている／ウ) 関わりをもつよう努力しているが、実際には難しい／
- エ) 関わりをもつことは必要だと認識はしているが、具体的な取り組みは行っていない／オ) 関わりはほとんどない（必要がない）



- ・大気環境保全・保健主管部署との関わりは「日常的な関わりはないが、必要に応じて関わられる体制になっている」が最多く、50%を占めた。
- ・次いで、「関わりはほとんどない」が26%であった。

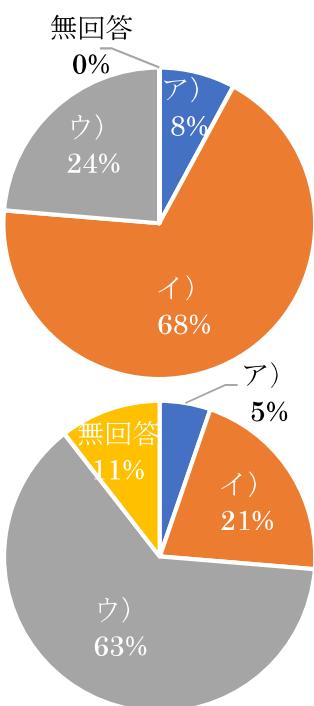
II-3 本事業への期待

あなたの部署では、これまで本事業に関わった実績がありますか。

- ア) ある／イ) ない／ウ) わからない

また、今後本事業を積極的に活用する意向はありますか。

- ア) ある／イ) ない／ウ) わからない

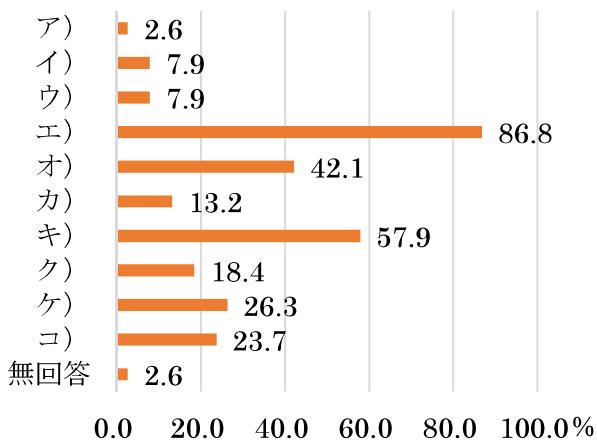


- ・「実績のない」部署がほとんどで、68%を占めた。
- ・また、「わからない」との回答が24%を占め、本事業の認知度が不十分であることが推察される。
- ・今後の事業活用については、「わからない」が最も多く、63%を占めた。
- ・理由としては、「これまで検討したことがないため」、「制度の詳細がわからない」、「担当外である」などが挙げられ、この部分からも本事業の認知度が不十分であることが推察される。
- ・事業活用意向が「ない」と答えた理由としては、「植樹できる敷地がない」、「担当外である」などが挙げられた。
- ・事業活動意向が「ある」の理由として、「毎年度、予算を確保している」との回答が1票見られた。

II-4 今後の緑地整備の課題について

今後の都市緑地整備にあたっては民有地における緑化を推進することが重要であると考えますが、緑化推進を困難にしている問題点や緑化を躊躇する理由として一般的にはどのようなものが挙げられるでしょうか（複数回答可）。

- ア) 都市緑化には様々な機能や効果があるが、効果があまり期待できない／
- イ) 効果の科学的根拠に欠ける／ウ) 効果的な樹種や植栽のしかたがわからない／
- エ) 植栽時だけでなく、植栽後も維持管理が必要で手間暇や経費がかかる／
- オ) 財政的な問題が大きく、緑化まで手が回らない／カ) 防犯上の問題（樹木がうっそうと繁り、見通しが悪くなる）／キ) 落葉の問題／ク) 日照不良の問題／
- ケ) 病虫害の発生／コ) その他



- ・緑地整備の課題は、「維持管理の手間や費用がかかる」が最も多く 86.8% を占めた。
- ・次いで、「落葉の問題」が 57.9%、「緑化の予算を確保できない」が 42.1% を占めた。
- ・「その他」の具体例としては、「スペース不足」、「維持管理の人員不足」などが挙げられた。
- ・また、わずかながら「都市緑化の効果があまり期待できない」、「効果の科学的根拠にかける」といった回答もみられた。

II-5 緑化上の課題への取組

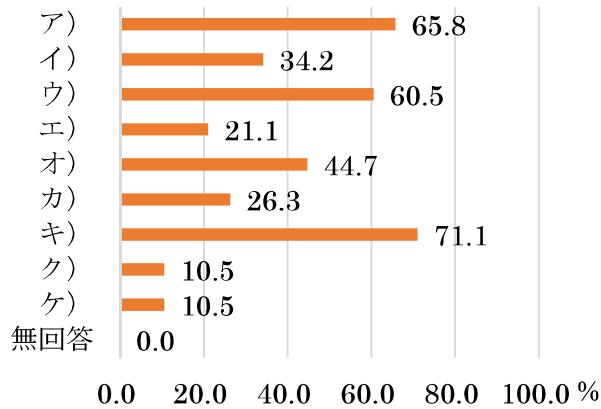
都市緑地整備の実施にあたっては様々な問題点や課題が挙げられると考えられますが、あなたの部署では、その問題点や課題に対して具体的な取組を行っていますか。ございましたら、参考にさせていただきたいので、その概要をお答えください。

- ・緑化上の課題への取組としては、大まかに以下 6 つのカテゴリーにわけられる。
- ・「緑化助成制度の実施」、「初期費用の負担」といった助成・優遇型
- ・「緑化計画認定制度の実施」、「緑化表彰制度の実施」といった認定・表彰制度型
- ・「緑化講習会の開催」などの普及啓発型
- ・「公共緑化推進事業の実施」、「みどりに関する計画の策定」といった事業推進型
- ・「開発行為等の事業者への緑化指導」、「緑化協議の実施」といった指導型
- ・「条例による緑化の義務化」などの義務化型

II-6 あなたの自治体のその他の緑化助成制度について

本事業に類似した緑化助成制度について伺います。あなたの自治体には、民有地における緑化助成制度としてどのようなものがありますか（複数回答可）。

- ア) 生垣づくり／イ) 地上部緑化／ウ) 屋上・壁面緑化／エ) 駐車場緑化／
- オ) 花壇づくり／カ) 緑のカーテンづくり／キ) 保護樹木・保護樹林の維持管理／
- ク) その他／ケ) 民有地における緑化助成制度はない

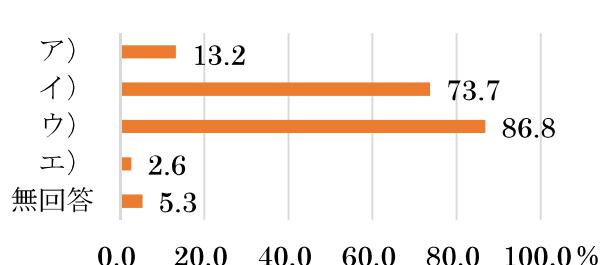


- ・各自治体の緑化助成制度は、「保護樹木・保護樹林の維持管理」が最も多く、71.1%であった。
- ・次いで、「生垣づくり」が65.8%、「屋上・壁面緑化」が60.5%であった。
- ・その他の具体例は、「沿道緑化」、「緑化樹木配布」などが挙げられた。

II-7 緑化助成制度の周知のしかたについて

II-6でお答えいただいた助成制度について、あなたの部署では、助成制度をどのように周知していますか（複数回答可）。

- ア) 緑化相談所などで催しものを開催している／イ) 広報等でお知らせしている／
- ウ) 自治体のホームページ上でお知らせしている／エ) 特段の周知はしていない

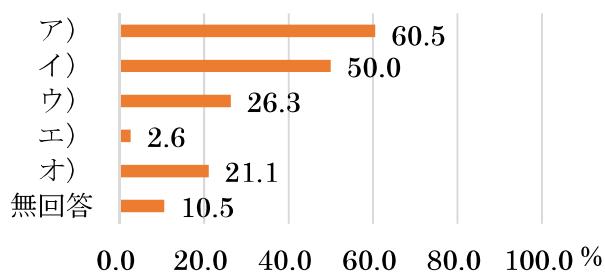


- ・各種助成制度の周知方法は、「自治体のホームページ上でお知らせしている」が最も多く、86.8%であった。
- ・次いで、「広報等でお知らせしている」が73.7%と比較的高い割合を示した。

II-8 緑化助成制度の申請手続きについて

II-6 でお答えいただいた助成制度について、申請手続きはどのように行っていますか（複数回答可）。

- ア) 主管部署に申請書類があり、それに記入して受付窓口で手続きする
- イ) 自治体ホームページ上に申請書類が掲載され、申請書をダウンロードして必要事項を記載し、受付窓口で手続きする
- ウ) 窓口に出向かなくても、郵送で申請手続きができる
- エ) 自治体のホームページ上で申請手続きができる
- オ) その他



- ・申請手続きは、「主管部署に申請書類があり、受付窓口で手続きをする」が最も多く、60.5%を占めた。
- ・「郵送で申請手続きができる」は26.3%であったものの、「ホームページ上で申請手続きができる」は2.6%と少なかった。

- ・その他の具体例としては、「現地調査の上、申請手続きをしている」、「事前相談の上、申請手続きをしている」などが挙げられ、選択肢よりも手間のかかる手続き方法が取られている自治体があることもわかった。

II-9 申請が少ない理由

本事業の申請が少ない理由として、あなたの部署ではどのようなお考えをお持ちですか。具体的に記載して下さい（自由記載方式）。

- ・申請が少ない理由としては、「周知不足」、「インセンティブ不足」、「大気浄化植樹事業の意義が少ない」等といった指摘があった。

II-10 事業の継続・推進、新たな展開に向けたご意見

本事業の継続・推進や新たな展開に向けて、何かご要望・ご意見があれば、具体的に記載して下さい（自由記載方式）。

- ・今後の事業展開に対するご意見としては、「周知徹底」、「手続きの簡易化」、「対象の拡大」、「インセンティブの充実」等の意見が挙げられた。

III. 学校等教育施設の整備に係る主管部署の方へのアンケート

【回収状況】

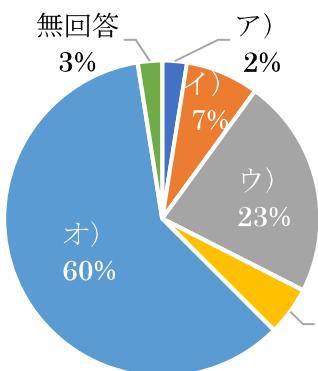
- ・送付数…56 票
- ・回収数…41 票
 - ・回収数のうち、送付先と異なるもの、複数者で回答いたいたもの…9 票
 - ・回収数のうち、白票および無効票のもの…1 票
- ・有効票数…40 票
- ・有効回収率…71.4%

【回答結果】

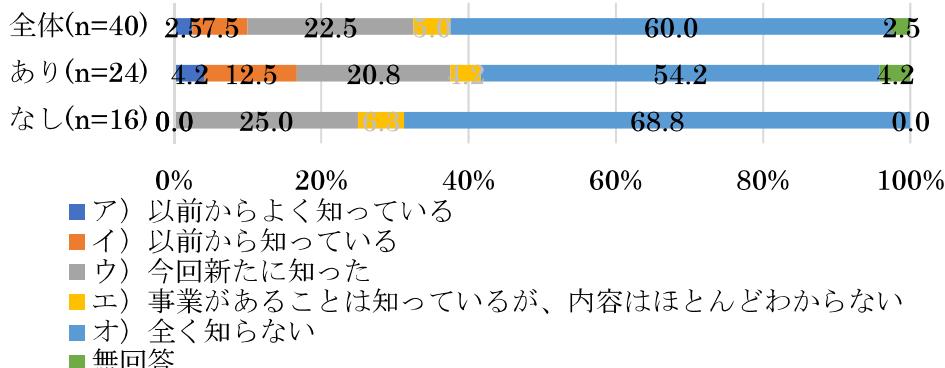
III-1 事業の理解度について

あなたの部署では、大気浄化植樹事業、大気浄化植樹助成事業（以下、「本事業」という。）についてご存知ですか。

- ア) 以前からよく知っている／イ) 以前から知っている／ウ) 今回新たに知った／
 エ) 事業があることは知っているが、内容はほとんどわからない／
 オ) 全く知らない



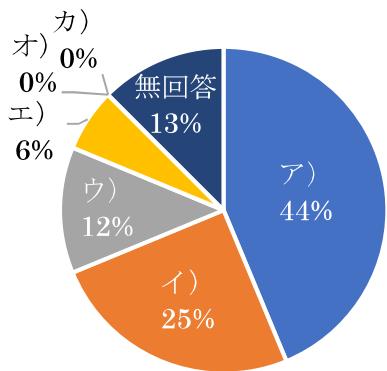
- ・事業の理解度は、「全く知らない」が最も多く、60%を占めた。
- ・また、「以前からよく知っている」は 2%、「以前から知っている」は 7%で、アンケート実施前から本事業を理解していた回答者は 9%であった。
- ・自治体としての事業実績の有無により、クロス集計を行ったが、「以前からよく知っている」、「以前から知っている」の割合は、実績ありの自治体で計 16.7%、実績なしの自治体で計 0%であり、事業実績のある自治体ほど、事業の認知が進んでいることが推察される。



III-1-1 事業の認知方法について

II-1で「ア)」～「エ)」とお答えいただいた方にご質問します。本事業はどのような経路で認知しましたか。

- ア) 環境再生保全機構から直接情報提供を受けて知った。／
イ) 自治体内の大気環境保全、保健に係る部署から情報提供を受けて知った。／
ウ) 自治体内の実績を見て知った。／エ) 植栽に関する助成制度を調べていて知った。／
オ) 植物が持つ大気浄化機能を調べていて知った。／カ) その他

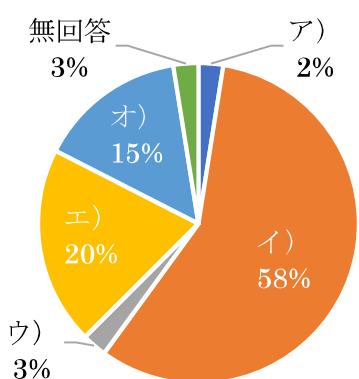


- ・事業の周知について、「機構から直接情報提供を受けて知った」が最も多く、44%を占めた。
 - ・その多くが、「今回のアンケートで知った」で知ったと回答している。
 - ・わずかではあるが、「植栽に関する助成制度を調べていて知った」にも回答があった。

III-2 大気環境保全・保健主管部署との関わりについて

本事業のこれまでの実績を施設別にみると、学校等の教育施設が約50%を占めています。このため、今後もこれらの学校施設・教育施設での本事業の推進が期待されるところですが、本事業の推進にあたっては、大気環境保全や保健の主管部署と学校等教育施設整備の主管部署との連携が重要になってきます。そこで、あなたの部署と大気環境保全や保健の主管部署との関わりについてお答えください。

- ア) ある程度日常的な関わりがある／イ) 日常的な関わりはないが、必要に応じて関われる体制になっている／ウ) 関わりをもつよう努力しているが、実際には難しい／
エ) 関わりをもつことは必要だと認識はしているが、具体的な取組みは行っていない／
オ) 関わりはほとんどない（必要がない）



- ・大気環境保全・保健主管部署との関わりは「日常的な関わりはないが、必要に応じて関わられる体制になっている」が最も多く、58%を占めた。
 - ・ある程度日常的な関わりがある」と答えたのは、わずか 2%にとどまった。

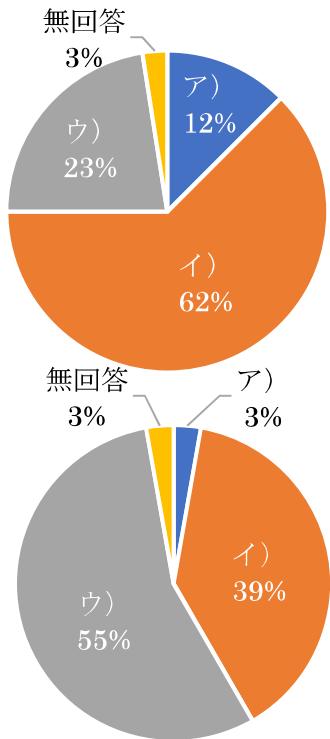
III-3 本事業への期待

あなたの部署では、これまで本事業に関わった実績がありますか。

ア) ある／イ) ない／ウ) わからない

また、今後この事業を積極的に活用する意向はありますか。

ア) ある／イ) ない／ウ) わからない



- ・「実績のない」部署がほとんどで、62%を占めた。
- ・また、「わからない」との回答が23%を占め、本事業の認知度が不十分であることが推察される。
- ・今後の事業活用については、「わからない」が最も多く、55%を占めた。
- ・理由としては、「工事ごとに実施の可否を検討する」、「制度の詳細がわからない」、「植栽面積を確保できない」などが挙げられた。
- ・事業活用意向が「ない」と答えた理由としては、「植樹できる敷地がない」、「維持管理コストがない」、「他に優先すべき事業がある」、「一通り整備されており、新たに植樹するケースがない」などが挙げられた。
- ・事業活動意向が「ある」の理由として、「健康被害予防に寄与し、かつ助成を受けることで整備経費の縮減につながるため」との回答が1票見られた。

III-4 学校施設等での緑化上の制約について

学校等の教育施設は、児童・生徒の学習の場であると同時に、体力づくり・情操教育など心身の発達を育む場でもあり、緑の多い静かな環境の維持が求められます。また、地域住民との結び付きも強く、日常的に幅広く利用される公共施設でもあることから、親しみやのある空間を創出し、地域の緑の拠点としても位置付けられます。

さらに、土地的にみても、学校等の敷地面積は広く、沿道部等の敷地境界に植栽の余地もありますので、学校緑化は、今後の都市整備の上でも重要なターゲットとなる場所です。

しかし、教育施設での緑化は、様々な制約があると考えます。ここでは、学校施設等での植樹や緑化上の制約についてお答えください（複数回答可）。

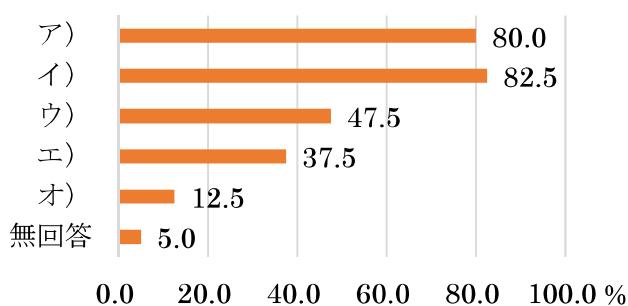
ア) 維持管理作業が大変である

イ) 周辺住民から落葉・日照不良・病虫害発生等の苦情がある

ウ) 防犯上の問題から見通しをよくすることが求められ、樹木をうっそとできない

エ) 運動会の開催や非常時の避難場所にも指定されているため、空間が必要

オ) その他

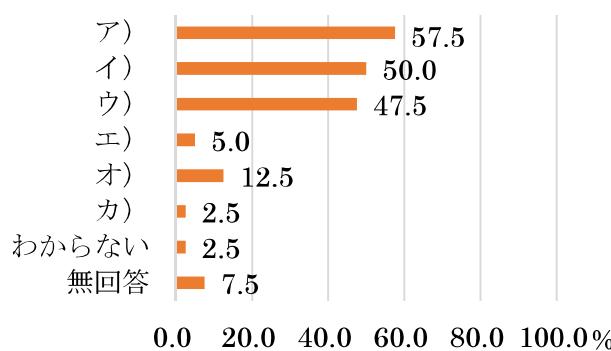


- ・学校施設等で緑化をする上での制約については、「周辺住民からの苦情がある」が最も多く、82.5%を占めた。
- ・同じく、「維持管理作業が大変である」も80.0%と回答が多かった。
- ・その他の具体例は、「新たに植樹できるスペースがない」、「沿道部には高木の植栽が難しい」などが挙げられた。

III-5 環境教育への活用について

都市緑地は、大気浄化、気象緩和、静寂な空間の創出、潤いのあるやすらぎの空間、身近な動植物の生息空間等、都市の快適な生活空間の創出の上でも多様な機能を発揮しています。本事業は樹木の有する大気浄化機能に着目し、大気環境の保全を主眼に都市緑化を進めるものですが、大気浄化の効果とともに緑の有する多様な機能が総合的に発揮されることに特徴があります。都市緑地の機能は、近年の地球温暖化やヒートアイランド現象の問題もあって注目されているところですが、加えて環境教育への活用等も考えられます。そこで、大気浄化植樹に関連して、環境教育への活用についてお尋ねします。環境教育への活用について、期待できるものは何でしょうか(複数回答可)。

- ア) 身近な動植物の観察／イ) 授業での活用／ウ) 総合学習での活用／
- エ) クラブ活動での活用／オ) 専門家による出前授業／カ) その他



- ・環境教育への活用としては、「身近な動植物の観察」、「授業での活用」、「総合学習での活用」が 50.0% 前後であった。
- ・一方で、「その他」では、「学校教育には活用しにくいと思われる」との意見も 1 票寄せられた。

III-6 申請が少ない理由

本事業の申請が少ない理由として、あなたの部署ではどのようなお考えをお持ちですか。具体的に記載して下さい（自由記載方式）。

- ・申請が少ない理由としては、「周知不足」、「インセンティブ不足」、「すでに類似の助成事業がある」、「手続きが手間」、「植樹の優先順位が低い」、「維持管理コスト・手間不足」、「スペース不足」、「需要なし」といった指摘が挙げられた。

III-7 事業の継続・推進、新たな展開に向けたご意見

学校等教育施設における本事業の継続・推進、新たな展開に向けて、何かご意見があれば、具体的に記載して下さい（自由記載方式）。

- ・今後の事業展開に対するご意見としては、「対象の拡大」、「研究結果の発表」などの意見が挙げられた。

類似制度事例收集結果

No.	実施機関	事業名	目的	対象	条件	助成内容	様式	流れ	効果	事例	結果	
7	港区	保護樹木・樹 林の指定	「樹木・樹林」の保護、育成	樹木保 存 区域 内	・樹木は地上2m以上の高さで幹の周囲が1.0m以上の樹木については、各幹の周囲の合計が1.0m以上のもの ・樹木は200m以上以上のもの ・生垣は長さ20m以上のもの ※ただし、植樹後3年を経過しているものとする	C樹木・一本目7500円、2本目以降1本につき5,500円 C樹木・一本目200m以上未満：3,000円、30m以上は20m増すごとに1,000円を加算 C樹木・2,000m以上3,000m未満40,000円、1,000m未満70,000円 C生垣・20m以上25m未満60,000円、3,000m以上70,000円 C屋上緑化・(1)11mあたり20,000円×助成対象総面積(m)、(2)工事費用×2分の1(消費税を除く) (1)と(2)のいずれか低い額(上限30万円) C屋面緑化・(1)1mあたり5,000円×助成対象緑化面積(m)、(2)工事費用×2分の1(消費税を除く) (1)と(2)のいずれか低い額(上限15万円) C地先緑化・(1)1mあたり10,000円×助成対象緑化延長(m)、(2)工事費用×2分の1(消費税を除く) (1)と(2)のいずれか低い額(上限10万円) ※(1)と(2)のいずれか低い額(上限10,000円×助成対象緑化延長(m))、(2)工事費用×2分の1(消費税を除く) ※すべての助成金を受けける場合、上限10万円 ※合衆区みどりの条例の適用を受けるい屋上や壁面などを緑化する場合の助成制度。 ※建物の新築工事と同時に駐車場を新設する場合で、地表面の緑化について合衆区みどりの条例に係るものについては、本助成の対象外。	—	—	—	—	—	https://www.city.mina to.lg.jp/ryokaku/ ishin/keikaku/ machi/ankyo/ryoku/ shishin/lumoku.html
8	台東区	民間施設緑化 推進	身近な環境を改善し、健康で住み やすいいまちを創造するための緑化	壁面 上 部 接 道 敷 地 内	・駐車場を1m以上緑化すること。月極賃、時間賃は問わない ・駐車場跡地の現状を踏まえ、民間の賃駐車場であること。(月極賃、時間賃は問わない) ・扶助金によって緑化した部分を3年間適切に維持・管理すること。 ※次の各項目についても緑化する場合、助成の対象とはならない。 ・国、地方公共団体及びこれらに準ずる団体 ・都市計画法第2条に規定する開発行為を行うもの ・他の制度で屋上緑化関係の助成を受けるもの ・本助成を受けてから10年未満のもの	建築物の屋上(最上部の平面など屋根部分)や屋根のないルーフバルコニー等に1m以上の緑地部分(見切り材含む)を設けた場合 ※緑地部分(見切り材含む)が対象となる。ワードデッキや平板等、植栽を設けない場合は補助対象とはしない。 ※樹木鉢・プランターのものや菜園等は対象としない。	下記(1)から(2)のいずれか少ない額(最高40万円まで) (1)1mあたり1万円(1m未満均一値) (2)工事費(税抜き)の半額(1万円未満均一値)	—	—	—	http://www.city.taito lg.jp/mido/kurashi/ kanku/voseshin.html	
9	墨田区	屋上緑化助成 制度	道路に面していること ・屋面緑化する建築物が道路境界線から50cm以上後退していること ・壁面緑化を良好な状態に保つこと	壁面 緑化 促進	○生け垣：植え込み地の長さ1m(10cm未満均一値)につき2万円(限度額40万円) ○樹木帯：高さ1m以上以上の樹木を葉と花が触れ合う前隔で樹木を列植 ○補助器具及する建築物が1m以上あること ○緑化面積が1m以上あること	下記(1)から(2)のいずれか少ない額(最高40万円まで) (1)1mあたり1万円(1m未満均一値) (2)工事費(税抜き)の半額(1万円未満均一値)	○○	○○	○○	http://www.city.sumid a.lg.jp/kurashi/kanku/ hozen/mido/sekim enysouseis.html		
10	墨田区	露面緑化助成 制度	・道路に面していること ・壁面緑化する建築物が道路境界線から50cm以上後退していること ・壁面緑化を良好な状態に保つこと	露面 緑化 促進	○生け垣：植え込み地の長さ1m(10cm未満均一値)につき2万円(限度額40万円) ○樹木帯：高さ1m以上以上の樹木を葉と花が触れ合う前隔で樹木を列植 ○補助器具及する建築物が1m以上あること ○緑化面積が1m以上あること	下記(1)から(2)のいずれか少ない額(最高40万円まで) (1)1mあたり1万円(1m未満均一値) (2)工事費(税抜き)の半額(1万円未満均一値)	○○	○○	○○	http://www.city.sumid a.lg.jp/kurashi/kanku/ hozen/mido/mido1/m01 inohel.html		
11	墨田区	緑のへい助成 制度	・国、地方公共団体及びその他の公共団体並びに分譲住宅の販売者、将 来のへい等の適正な維持管理が困難と思われる者等を除く。	緑のへい 促進	※注：国のへい助成制度は、快適な環境、安全なまちづくり制度	—	—	—	—	—	—	

No.	実施機関	事業名	目的	対象	条件	助成内容	掲載情報 様式 流れ 例	URL
12	世田谷区	生垣・花壇・ シンボルツリー・屋上・ 壁面緑化制度	緑化推進制度	樹木保存 ロック屏 駐車場 壁面 屋上 敷地内	新施設の場合、または既存のロック屏等を取り壊して植栽を造成する場合 ・建物もしくは工作物の庇や階段等の直下にないこと ・法令、条例等において定められている場合は、基準等を超える部分 ○生垣 ・造成する生垣等が、幅4m以上の道路に接すること。または、道路の中心線から2mセントバックした場所に造成すること ・造成する生垣の高さが60cm以上あり、葉の触れ合う程度に刈植されるること ・道路と造成する生垣との間に高さ60cm以上の透過性のない壁がないこと ○植栽帯 ・接道部から奥行き5mまで、面積1m以上（植ます緑石を除く）の植栽帯を造成すること ・造成する植栽帯が、幅4m以上の道路に接すること。または、道路の中心線から2mセントバックした場所に造成すること ・造成する植栽帯が、数段地盤から60cm以下とし、道路と植栽の間に生垣等がないこと ○シンボルツリー ・接道部から奥行き5mまでにシンボルツリーを植栽すること ・植栽するシンボルツリーが幅1m以上の道路に面していること。 ・道路の中心線より2mセントバックした位置から奥行き5m以内に植栽すること ・道路と植栽するシンボルツリーとの間に高さ60cm以上の透過性のない高い物がないこと ○屋上・壁面 ・新たに建築物の屋上の全部又は一部に、植栽基盤を1m以上整備して、樹木や多年草等を植栽する場合 ・新たに建築物の外壁面をつる性植物等で1m以上締化する場合 ・屋上緑化の場合、植栽基盤が建物もしくは工作物の庇や階段等の直下にないこと ・法令、条例等において定められている場合は、基準等を超える部分	既存の道路に接する生垣、植栽帯、シンボルツリーあわせて250,000円 ○生垣：低木（樹高0.6m以上1.0m未満）1mあたり6,000円まで、中木（樹高1.0m以上1.5m未満）1mあたり12,000円まで、多年生性つる植物等の植去1mあたり1,000円まで ○植栽帯：植ます緑石1mあたり1,000円まで、生垣造成に伴う既存のロック屏等の植去1mあたり5,000円まで ○シンボルツリー：中木（樹高1.5m以上2.5m未満）1本あたり12,000円まで、木本（樹高2.5m以上3.5m未満）1本あたり24,000円まで、シンボルツリー植栽に伴うシンボルツリー1本あたり5,000円まで ○接道部から奥行き5mまでにシンボルツリーを植え1mあたり12,500円まで、木本（樹高2.5m以上3.5m未満）1本あたり24,000円まで、壁面おわせて500,000円まで ○植栽するシンボルツリーが幅1m以上の道路に面していること。 ○屋上緑化：植栽基盤部分1mあたり15,000円まで（植栽基盤の厚さ15cm未満の場合は12,000円まで） ○屋上緑化：植物の端から端までの面積又は補助材の面積1m ² あたり10,000円まで	http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/1024.htm	
13	世田谷区	事業用等駐車場の緑化制度	景観形成と快適なまちづくり制度	樹木保存 ロック屏 駐車場 壁面 屋上 敷地内	建築物（駐車場を管理する簡易な建物は除く）の敷地に含まれていない区内の駐車場でこれら新し、次の植栽等工事をを行う場合。 ○高さ1.0m以上の樹木を長さ1m以上、相互の葉が触れ合う程度に生垣状に植栽。 ○高さ0.6m以上1.0m未満の樹木を長さ1m以上、相互の葉が触れ合う程度に生垣状に植栽。 ○多年生つる性植物等によるフェンス化1mあたり1,000円以内 ○フェンス等による樹木等によるフェンス化1mあたり1,000円以内 ○高木（樹木高4.0m以上）の植栽。 ○樹木や多年草の面的植栽。 ○5分張り以上の芝張り1mあたり6,000円以内 ○プランター等（100リットル以上）の設置1基あたり6,000円以内 ○植栽等の植去1mあたり3,000円以内 ○ロック屏等の植去1mあたり5,000円以内 ○ロック屏等の植去1mあたり5,000円以内 ○芝生を分張り以上で植栽。 ○容積が基100以上（ただし、リュウノヒゲタマリユウ、セダム類は36本以上）面的に植栽。 ○緑化を目的として、既存の植栽や緑石等を取り壊す場合の経費。	移植経費の2分の1 1本当たりの助成限度額は、区指定の保存樹木等1本 50万円、その他の樹木1本10万円 1敷地当たりの助成限度額は、50万円（保存樹木等 250万円）	http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/1024.htm	
14	世田谷区	樹木移植助成制度	貴重な樹木の保存	樹木保存 ロック屏 駐車場 壁面 屋上 敷地内	地上1.5mの高さにおける幹周り80cm以上の樹木又は高さ10以上の樹木 世田谷区内に現存する樹木を区内に移植するもの。 移植のために仮植え場所については区外も可。	移植経費の2分の1 1本当たりの助成限度額は、50万円 1敷地当たりの助成限度額は、50万円（保存樹木等 250万円）	http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/1024.htm	

No.	実施機関	事業名	目的	対象	助成内容	掲載情報 様式 流れ 例	URL
15	杉並区	屋上・壁面緑化助成	区内に建築物を所有または借りている者のうち、屋上・壁面緑化を行う者。 ただし次に該当する場合は除外くこと。 ・国、地方公共団体その他これに準ずる団体 ・他の制度で屋上・壁面緑化助成を受けている者 ・建築基準法、その他の法令、みどりの条例等による違反する者 ・同一年度において、既に本制度による助成を受けている建築物の所有者等 ・緑化工事部分が申請年度の5月末日までに竣工し、現場検査が可能であること ・新たに緑化を行ふものであること（既にあるものの全面的な改修を含む） ・対象緑化面積が3m ² 以上確保できること ・屋上・壁面緑化を施す建築物が、建築基準法その他の法令等に適合するも ので、構造的に屋上・壁面緑化が可能で、建築物安全強度が確認できること ・屋上・壁面緑化部分の保守が安全にできるよう設計されていること ・助成対象部分が本基準の助成を受けて5年以上経過していること ・プランター等が本基準の助成を受けて5年以上あること ・杉並区みどりの条例第7条に定める基準以上の緑化を行っていること ・助成を受けた者は積極的に屋上・壁面のみどりの保健と育成に努めること ・屋上・壁面緑化を施す建築物が、建築基準法その他の法令等に適合するも ので、構造的に屋上・壁面緑化が可能で、建築物安全強度が確認できること ・昭和6年6月以後に建築された建物で、検査済証があること（既存の建物 に屋上・壁面緑化を計画される場合は、必ず申請前にご相談ください） ・原則として、鉄骨造、鉄筋コンクリート造などの強な構造であること	○屋上緑化：個人1㎡あたり25,000円（限度額は壁面緑化と合わせて100万円） ○壁面緑化：個人1㎡あたり20,000円 ○屋上緑化：個人1㎡あたり12,500円（限度額は屋上緑化と合わせて100万円） ○屋上・壁面緑化：個人1㎡あたり8,000円（限度額は屋上緑化と合わせて100万円）	○ ○ ○ —	http://www.city.sukien.tokyo.jp/euid/e-machi/midorf/1005061.html	
16	杉並区	接道部緑化	区内に土地を所有または借りている者のうち、接道部緑化を行う者。ただし 次に該当する場合は除外くこと。 ・国、地方公共団体その他これに準ずる団体 ・他の制度で接道部緑化の助成を受けている者 ・該当年度において、既に本基準の助成を受けている土地の所有者等 ・建築基準法、その他の法令、みどりの条例等に違反する者 ・助成を受けた接道部が本基準が申請年度の3月末日までに竣工し、現場検査が可 能であること ・新たに緑化を行ふものであること（既にあるものの全面的な改修を含む） ・施工部分が建築基準法の道路に面する部分で、抵觸整備済みであること ・接道部が延長2m以上、奥行き2m以下の範囲で生けがき、植え込み、又 はフェンス緑化のいすれかの緑化を行うこと ・道路と接道部との間に溝を設置しないこと ・接道部みどりの条例第7条に定めた基準以上の緑化を行っていること ・助成を受けた者は積極的に接道部のみどりの保健と育成に努めること ・生垣：個人1㎡あたり6,000円 ○植込：個人1㎡あたり14,000円 ○フェンス緑化：個人・法人あたる2,000円 ○塀の撤去：個人1㎡あたり5,000円（大谷石のみ10,000円）、法人あたる3,000円 ・道路と接道部との間に溝を設置しないこと ・接道部みどりの条例第7条に定めた基準以上の緑化を行っていること ・助成を受けた者は積極的に接道部のみどりの保健と育成に努めること ・生垣：高さが1.2m以上の樹木を、おおむねあたり1本以上植樹し、原則と して四つ目垣等で添え木しなさい。 ○植込：土面を擁護し、樹木の葉が触れ合う程度に樹木を植栽したもの。 (花や草だけの植え込みは対象としない) ○フェンス緑化：高さ30cm以上のつる性樹木を、フェンスを覆うことができる 密度で植樹し誘引したるもの。 ○塀の撤去：緑化部分の既存塀撤去費用を助成します。（非緑化部は対象 外）	○屋上緑化：個人50万円、法人100万円。 ○塀の撤去：個人1㎡あたり12,000円、法人1㎡あたり6,000円 ○植込：個人1㎡あたり14,000円 ○フェンス緑化：個人・法人あたる2,000円 ○塀の撤去：個人1㎡あたり5,000円（大谷石のみ10,000円）、法人あたる3,000円	○ ○ —	http://www.city.sukien.tokyo.jp/euid/e-machi/midorf/1005061.html	
17	板橋区	屋上緑化助成制度	民有地の緑化を推進し、ヒートアイランド現象の緩和を図り、都市 環境の向上に寄与。	・屋上や屋根のないベランダであること ・4m以上の植込み面積を整備することこと※移設可能なアリーナなどは対象外 ・樹木や芝などを植樹すること※一生草の植物等は対象外 ・建築基準法など法令に適合する建築物等ではないこと ・販売や賃貸等を目的とした土地・建築物でないこと ・国、地方公共団体、その他の公共的団体が所有する建築物でないこと	・緑化面積に区の標準工事費単価（2万円／㎡）を乗じた額 ・実際の工事費 ・上記の少ないほうの額の1／2以内を助成する ※ただし上限を40万円とする	— ○ —	http://www.city.itabashi.tokyo.jp/euid/e-kurashi/10000110.html

掲載情報						
No.	実施機関	事業名	目的	条件	掲載事例	
18	板橋区	壁面緑化助成制度	有地の緑化を推進し、ヒートアーバン現象の緩和を図り、都市環境の向上に寄与	<ul style="list-style-type: none"> ・補込み地を整備する場所の上部に屋根やひさし等がないこと(フランターは対象とする) ・1m当たり3本以上植栽すること ・ワイヤーの高さを2m以上設置すること(補助器具等で固定され移動取り外しができない構造) ・壁面緑化面積として2m以上を新たに緑化すること(建築物の壁面と敷地境界線までは原則100cm以上あること) ・業界標準工事費単価(10,000円／m²)を乗じた額(口)と(口)の少ないほうの額の1／2以内を助成する ・維持管理でかかる費用等を算出すること(建築物でないこと) ・売買や賃貸等を目的とした建築物でないこと ・国、地方公共団体、その他公共団体が所有する建築物でないこと ・ゴーケ・ベチマ・アサガオ等の一年生のつる植物は施設工事の対象工事費とはならないこと ・補助器具の設置は建築物の外壁等により植物を吸引するための器具を取り付けないこと ・スやワイヤー等により植物を吸引するための器具を取り付けること ・バネル型(壁面にフレーム等を設置し、植栽や壁面基盤が一体化したユニットで緑化する方法)や下垂型(屋上部や壁面上部にフランターを設置し、下垂型植栽を植栽して、上部から覆う方法)を設置工事をする場合には要相談。 	<p>※移設可能なフランターなどは対象外(容量が100リットル以上のフランターは対象とする)</p> <p>http://www.city.itabashi.tokyo.jp/c_kurashi/1035/035138.html</p> <p>-○○-</p>	
19	板橋区	接道部緑化	民有地の緑化を推進し、安全で快適な生活環境の確保を図る	<ul style="list-style-type: none"> ・植栽する場所が適正な幅員とのどいた道路(私道も含む)に面していること ・道路より3m以内の範囲で、道路より容易に見通すことができるること ・緑被面積10m以上の植木を植栽すること ・※緑被面積は高木4m²/本・中木1m²/本・低木0.4m²/本に本数を乗じた合計額(口)と(口)の少ないほうの単価の5割以内に本数を乗じた額を助成する ・※高木は高さ3m以上 中木は高さ1m以上 低木は高さ30cm以上 1m未満 ・生垣は木を葉をすること ・永続性があること ・建築基準法など法令に不適合の建築物でないこと ・売買や賃貸等を目的とした土地・建築物でないこと ・国、地方公共団体、その他公共団体が所有する建築物でないこと 	<p>○接道部緑化助成：(イ) 樹木1本当たりの区の標準工事費単価・高木4万円／本、中木8千円／本、低木千円／本、生垣1万6千円／m (ロ) 実際の樹木1本当たりまたは、生垣1m当たりの工事費単価</p> <p>(イ)と(ロ)の少ないほうの単価の5割以内に本数を乗じた額を助成する</p> <p>※ただし上限を50万円とする。</p> <p>○ロック屏等の取り壇し助成：(ハ) 植去面積1m²当たり工事費単価</p> <p>(ハ)と(二)の少ないほうの単価の5割以内に面積を乗じた額を助成する</p> <p>※基礎部分は対象外とする。また、緑化工事に伴う撤去を対象とする。</p> <p>※区から改善指導を受けているロック屏等については7割内とする。</p> <p>●</p>	<p>http://www.city.itabashi.tokyo.jp/c_kurashi/1035/000125.html</p> <p>-○○-</p>
20	練馬区	屋上緑化	緑化推進	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに行う屋上緑化であり、申請時に工事に着手していないこと ・建築物の屋根の部分で、人が登段で安全に出入りでき高さが1.1m以上の軒落防止柵があり、安全に利用できること ・緑化区画の面積が1m以上であり、木・芝生・草花等を植栽したものであること ・緑化区画は、自然土壤・人工経営土壤等を使用した植栽の基盤となる植込み地をいう。 ・緑化区画は、補込み地部分を囲む縁石またはフランター等の外装の面積(口)と(口)の少ないほうの単価の5割以内に面積を乗じた額を助成する。 ・補助器具の無い通路部分やベンチ等の施設面積は、緑化区画面積に算入しない。 ・フランターで行う場合は、原則として50リットル以上の容器を使用する ・過去5年内に、この助成を受けて緑化区画を設置した部分でないこと。 ・建築士の方から、構造上安全である旨の説明を受けること。 ・改めた部分を超えた部分とかけられなかった部分とかけられた部分と 	<p>http://www.city.nerima.tokyo.jp/midoris/wosei/q_kutouyokkaiso.html</p> <p>-○-</p>	

No.	実施機関	事業名	目的	対象	条件	助成内容	掲載情報 様式 流れ 例	URL	
34	名古屋市	みどりの補助 金	都市環境の改善に資する緑化推進	樹木保育 駐車場 壁面 生垣 屋上 接道部 敷地内	○新たに緑化する面積が80m以上であること（助成対象が生垣設置のみの場合は、延長50m以上が必要。また、隣地などの複数の緑化工事の面積・額を合算できる場合がある） ○緑化工事が未着手で、平成31年3月15日までに完了報告書を提出すること（交付決定通知書発行後に緑化工事の着手となります） ○緑化施設評価認定制度「LIVE GREEN」において、以下の条件を満たすこととしており、助成対象の緑化面積×1万円/m以内 ・「人々（良好な緑化）」以上（＝50cm以上）かつ「富木植物」の評価点が10.0点以上（軽地の建ぺい率の最高限度が100mあたり1カ所以上の灌水施設を設置すること（もしくは既に設置されていること） ○原則として、助成対象となる緑化面積100mあたり1カ所以上の灌水施設を設置することで示す表示板を、1か所以上設置すること ○助成対象の緑化施設を、良好に維持・保全すること ○一定の年数が経過した後（3～5年後）、状況報告をすること ・道路から眺望できるか、緑化施設の跡地等に不特定の者が立ち入り入ることを防ぐため、管理業者の手元もと一般に開放されているか、いずれかの条件を満たしていること ・緑化の工事量が2万円以上の事業	○新たに緑化する面積が80m以上であること（助成対象が生垣設置のみの場合、延長を合算できる場合がある） ○緑化工事が未着手で、平成31年3月15日までに完了報告書を提出すること（交付決定通知書発行後に緑化工事の着手となります） ○緑化施設評価認定制度「LIVE GREEN」において、以下の条件を満たすこととしており、助成対象の緑化面積×1万円/m以内 ・「人々（良好な緑化）」以上（＝50cm以上）かつ「富木植物」の評価点が10.0点以上（軽地の建ぺい率の最高限度が100mあたり1カ所以上の灌水施設を設置すること（もしくは既に設置されていること） ○原則として、助成対象となる緑化面積100mあたり1カ所以上の灌水施設を設置することで示す表示板を、1か所以上設置すること ○助成対象の緑化施設を、良好に維持・保全すること ○一定の年数が経過した後（3～5年後）、状況報告をすること ・道路から眺望できるか、緑化施設の跡地等に不特定の者が立ち入り入ることを防ぐため、管理業者の手元もと一般に開放されているか、いずれかの条件を満たしていること ・緑化の工事量が2万円以上の事業	○新たに緑化する面積が80m以上であること（助成対象が生垣設置のみの場合、延長を合算できる場合がある） ○緑化施設評価認定制度「LIVE GREEN」において、以下の条件を満たすこととしており、助成対象の緑化面積×1万円/m以内 ・「人々（良好な緑化）」以上（＝50cm以上）かつ「富木植物」の評価点が10.0点以上（軽地の建ぺい率の最高限度が100mあたり1カ所以上の灌水施設を設置すること（もしくは既に設置されていること） ○原則として、助成対象となる緑化面積100mあたり1カ所以上の灌水施設を設置することで示す表示板を、1か所以上設置すること ○助成対象の緑化施設を、良好に維持・保全すること ○一定の年数が経過した後（3～5年後）、状況報告をすること ・道路から眺望できるか、緑化施設の跡地等に不特定の者が立ち入り入ることを防ぐため、管理業者の手元もと一般に開放されているか、いずれかの条件を満たしていること ・緑化の工事量が2万円以上の事業	○新たに緑化する面積が80m以上であること（助成対象が生垣設置のみの場合、延長を合算できる場合がある） ○緑化施設評価認定制度「LIVE GREEN」において、以下の条件を満たすこととしており、助成対象の緑化面積×1万円/m以内 ・「人々（良好な緑化）」以上（＝50cm以上）かつ「富木植物」の評価点が10.0点以上（軽地の建ぺい率の最高限度が100mあたり1カ所以上の灌水施設を設置すること（もしくは既に設置されていること） ○原則として、助成対象となる緑化面積100mあたり1カ所以上の灌水施設を設置することで示す表示板を、1か所以上設置すること ○助成対象の緑化施設を、良好に維持・保全すること ○一定の年数が経過した後（3～5年後）、状況報告をすること ・道路から眺望できるか、緑化施設の跡地等に不特定の者が立ち入り入ることを防ぐため、管理業者の手元もと一般に開放されているか、いずれかの条件を満たしていること ・緑化の工事量が2万円以上の事業	http://www.city.nagoya.jp/00000008309.html
35	東海市	建築物等における緑化事業 良好な住環境づくり	良好な住環境づくり	ブランクターゲット	● ● ● ● ●	●	○ ○ —	http://www.city.tokai.jp/5908.htm	
36	東海市	生垣設置費補助制度	緑化推進及び良好な住環境づくりの促進と火災防止	樹木保育 駐車場 壁面 生垣 屋上 接道部 敷地内	●	●	○ ○ —	http://www.city.tokai.jp/5910.htm	
37	四日市市	生垣設置助成 金交付制度	緑豊かな都市環境の形成と美しい潤いのあるまちを創出する	樹木保育 駐車場 壁面 生垣 屋上 接道部 敷地内	●	●	○ ○ —	http://www.city.yokkaichi.jp/100100001814/index.htm	
38	みどりづくり 大阪府	推進事業	市街地のみどりを増やし、潤いのある大坂の実現を図る	樹木保育 駐車場 壁面 生垣 屋上 接道部 敷地内	●	●	○ ○ —	http://www.orci.osaka.jp/e_in/midorikikaku/toshiyokkamidorizuku/f2.htm	
39	大阪市	保存樹・保存樹林等補助制度	市内に在住の人、市内に在る自治会、及び市内に事務所を有する者等	樹木保育 駐車場 壁面 生垣 屋上 接道部 敷地内	●	●	○ ○ —	http://www.city.osaka.jp/0000158867.html	
40	堺市	屋上緑化・壁面緑化・生垣設置事業	ヒートアイランド現象の緩和や住まい快適な環境づくりを図るため	樹木保育 駐車場 壁面 生垣 屋上 接道部 敷地内	● ● ●	●	○ ○ —	http://www.city.sakai.jp/benri/download/teki/kurashi/midorizuku/yutoroku.html	

No.	実施機関	事業名	目的	対象	条件	助成内容	掲載情報 様式 流れ 実例	URL
41	豊中市	わざわに残された自然を守り、風致保安林や保護樹・樹木の指定、松くい虫対策などからみどりを守るために	緑化制度	接道部 敷地内 壁面 生垣 屋上 駐車場 プラント 樹木保存 樹木保護 撤去	○保護樹木 ・地上、lm以上の高さにおける幹の周囲が1.5m以上ある木 ・高さが15m以上ある木 ・株立ちした樹木で、高さが3m以上ある木・中灌木 ・桜葉の面積が30m ² 以上ある木はん登性樹木 ○保護樹林 ○その集団に属する樹木が健全で、その樹容が美観向上していること ・その樹木の集団する土地の面積が、500m ² 以上であること ・生垣をなす樹木の集団で、その生垣の長さが30m以上であること ○生垣 ・道路に面している場所に植栽すること。 ・施工延長lm以上で、lmあたりlm以上の木を植えること。 ・施工延長lm以上で、lmあたりlm以上の高さの木を植えること。 ・道路側からlm以上上の高さの木を植えること。 ・上記の要件を満たすものであれば、植栽する木の種類は問わない。ただし、すでに工事をしてしまったものは助成対象とならない。 ○堀 ・ツタで覆うブロック堀等の延長が2m以上で、高さが1m以上あること。 ○花の植栽 ・種から育てた花を道路に面したところに植えること。 ○花の種類 ・花の種の種類について、本市指定の花の種を支給。 ○花の種類について、要相談。	○保育樹木の「おおむね次のいづれかに該当し、健全で、樹容が美観上すぐれていること」 ・地上、lm以上の高さにおける幹の周囲が1.5m以上ある木 ○保護樹木・木当たり年額10,000円。 （交付最高限度額は50,000円） ○保護樹林は面積に応じて年額22万円～12万円。 ○生垣 ・施工延長lmにつき5,000円。（ただし生垣をつくるのに要した費用が、lmにつき5,000円未満の場合には、実費額） ・ブロック垣などを取り壊し、その場所に生垣をつくる場合は、上記の助成額に撤去延長lmにつき2,500円を上乗せ。 （ただしブロック垣等の撤去に要した費用が、lmにつき2,500円未満の場合には、実費額） ○堀 ・延長lmにつき、本市指定のツタ苗5本を支給。 ・指定ツタ苗…ヘラハリックス（アイビー）、ティカカズラなど ○花の植栽 ・植栽面積に応じて、本市指定の花の種を支給。 ○花の種類について、要相談。	https://www.city.toyonaka.osaka.jp/machi/kishien/midorishi/zen/furuhototsumatsukusho.html	
42	吹田市	みどりの協定 花のまちづくり支援	生垣等緑化推進助成	● ● ● ● ●	●	●	●	●
43	吹田市	みどりの協定 花のまちづくり支援	●	●	●	●	●	●
44	吹田市	保護樹木等の古木・大木を重要な樹木をまちの古里とし、次の世代に引き継いでいくため	助成	保護樹木等の古木・大木を重要な樹木をまちの古里とし、次の世代に引き継いでいくため	・地上、lm以上の幹周が3m以上 ・高さが15m以上 ・株立ちした樹木で、高さが3m以上 ・はん登性樹木で、枝葉の面積が30m ² 以上 ○保護樹林 ・面積が概ね500m ² 以上であること。	○保護樹木 ・みどりの協定を締結している区域のうち、道路境界からおおむねlm以内の区域。 ・堀（フェンス、生垣など）の内側の区域については、助成の対象外 ・低木は、lmにつき3m以内。 ・中木の苗木は、lmにつき1基以内。 ・花壇植の草花は、1mにつき40株以内を年1回以内。 ・プランター一植木の草花は、1mにつき1基以内。 ・肥料は市長が必要であると認めること。	○保護樹木 ・整せらん定、病害虫の防除、施肥などの維持管理を行った場合に、補助金を助成する。 ・補助金の額は、保護樹木1本につき1万円とする。ただし、「施肥」などの場合は本市につき1万円として実費を助成する。 ・複数の保護樹木を所有している場合は、5本を限度として補助する。 ○保護樹林 ・地上、lmの高さの幹周が3m以上 ・1000m ² 以上2000m ² 未満：20,000円 ・2000m ² 以上3000m ² 未満：40,000円 ・3000m ² 以上4000m ² 未満：60,000円 ・4000m ² 以上5000m ² 未満：80,000円 ・5000m ² 以上：100,000円 ・複数の保護樹木を所有している場合は、補助金の合計額を10万円までとする。 ○保護樹木 ・簡伐、除伐、病害虫の防除、枝うち、つる切りなどの維持管理を行った場合に、補助金の額は、次の面積の区分に応じて、限度額（年額）の範囲内で実費を補助する。 ・地区住民（申請団体の構成員）が自由に入りできる場所（吹田市）の道路、公園等では木を管理できる公開的な敷地であること。（吹田市）の道路、他人地に植栽する場合は、必ず申請前に所有者（管理者）の承諾を得るこ と。 ・1箇所あたり10本以上の申請が配付条件。 ・プランター等への鉢植ではなく、地植えとする。	http://www.city.suita.osaka.jp/home/soshin/div-dohoku/kouennidori/iosensei/kyoutei.html
45	吹田市	大阪府緑化樹木づくりを進めため	配布	●	●	●	●	●

対象	No.	実施機関	事業名	目的	効果例		掲載情報
					条件	助成内容	
樹木保存 駐車場 壁面 屋上 接道 敷地内	46	吹田市	集合住宅に住んでいる人が一緒に なり、団地助成制度	集合住宅に住んでいる人が一緒に なってペランダを花で飾る活動を 支援	・道路、公園、駅などの誰でも利用できる場所から見えるところに花を飾ること ・花を植えるプランターを置くことが、消防法、管理規約、賃貸契約など の居住ルールによって違反すること（プランターは建物の内側に設置してください。） ・花をきれいに咲かせるよう努力すること（3か月以上がんばってください。） ・近隣住居や管理組合等とのトラブル、損害賠償責任は、原因者自らが負担 すること。	・道路の助成額：5,000円／m ・新設の限度額：50,000円 ・コンクリートブロックを取り壊し新設の限度額：7,500円／m ・コンクリートブロックを取り壊し新設の限度額：75,000円 ・事業所等 ・新設の助成額：5,000円／m ・新設の限度額：150,000円 ・コンクリートブロックを取り壊し新設の限度額：7,500円／m ・コンクリートブロックを取り壊し新設の限度額：225,000円	http://www.city.suwa.lg.jp/home/soshiki/sei/kouenimori/isei/irodori.htm
樹木保存 駐車場 壁面 屋上 接道 敷地内	47	八尾市	生垣	うるおいとやらぎのあるまちづくりのために	市内の住宅又は事業所等の敷地で次の各号に該当する生垣を設置しようとするもの。 ・公衆用道路に面して延長3m以上で外部から眺望出来るもの ・長さ1mにつき3本以上の生垣に適した樹木を連続して高さがおおむね1.5m以上のもの。 ・5年以上善良な維持管理をすることができるもの。	・新設の助成額：5,000円／m ・新設の限度額：1件につき1万円以上の植樹に要する費用の2分の1（上限は20万円） ・個人住宅：1件につき1万円以上の植樹に要する費用の2分の1（上限は20万円） ・事業所・住宅園など：1件につき10万円以上の植樹に要する費用の3分の1（上限は30万円） ・住宅団地など：1件につき10万円以上の植樹に要する費用の3分の1（上限は30万円）	http://www.city.lisaka.lg.jp/0000000267.htm
樹木保存 駐車場 壁面 屋上 接道 敷地内	48	東大阪市	民有地植樹資 金助成	うるおいとやらぎのあるまちづくりのために	○個人住宅：道路に面している長さが3以上生垣に植樹する場合に限る。 ○事業所：環境は間わないが、職場と住居が一緒にになっている場合は20万円に比重要が多いものに限る。なお、工場立地法に規定する特定工場（製造業で敷地面積8000m ² 以上、または建築面積が3000m ² 以上）は除く。低木類の植樹は除く。 ○住宅団地など：住宅団地などの共有地または自治会が借りている私有地で、植栽地として植栽性のあるものが対象。	・新設の助成額：5,000円／m ・新設の限度額：100万円（8,000円／m×芝生面積まで） ・個人・法人等が実施の場合。 ・最小規模：100m ² 以上 ・限度額：250万円（5,000円／m×芝生面積まで） ○校園周辺の芝生化（学校の校庭や幼稚園・保育園の園庭の芝生化に要する費用を補助） ・芝生化実行委員会が実施の場合。 ・芝生化実行委員会が実施の場合。	https://web.pref.higaishi.lg.jp/eisai/00005.htm
樹木保存 駐車場 壁面 屋上 接道 敷地内	49	兵庫県	県民まちなかみ 緑化事業	都市における環境の改善や防災性向上を図るために	・自治会、婦人会、老人会などの住民団体 ・まとまる町会議の総括を行う土地所有者（個人・法人など） ・法人・個人・住民団体、市町村等により構成する協議会（大規模都心緑化のみ） 上記の条件を満たす者で、緑化箇所が以下の地域内にあり、かつ外部から視認可能なまたは一般の県民が利用可能であること。 ○住民団体が公共用地で実施する場合（一般緑化、ひろばの芝生化、駐車場の芝生化） ・都市計画法に規定する都市計画区域 ・緑豊かな地域の形成に貢献する条例（以下「緑条例」という。）の「さとの区域」、「まちの区域」など ○個人・法人等が実施する市街化区域 ・用途地域が定められた区域 ・市街化調整区域のうち、特別指定区域及び開発指定区域 ・緑条例の「まちの区域」など ただし、校園周辺の芝生化は人口集中地区内の駅前。	・新設の助成額：4,000円／m ² ×芝生面積 ・新設の限度額：4,000円／m ² ×芝生面積 100m ² 以上300m ² 未満：4,000円／m ² ×芝生面積 100m ² 以上300m ² 未満：3,200円／m ² ×芝生面積 100m ² 以上300m ² 未満：2,000円／m ² ×芝生面積 300m ² 以上：2,400円／m ² ×芝生面積 但し、ボップアーフ式スプリンクラー、井戸等を設置の場合は最大100万円 ・私的の学校、幼稚園、保育園、芝生化面積(m ²)まで、加算。 ・芝生化に要する費用の1/2以内を補助。	http://www.city.suwa.lg.jp/home/soshiki/sei/irodori.htm

No.	実施機関	事業名	目的	対象	条件	助成内容		掲載情報 様式 流れ 事例	URL
						樹木 保 存 撤 去	植 栽 駐 車 場 壁 面 上 部 敷 地 内 接 道 部 接 道 部 敷 地 内		
59	北九州市	「水と緑の基 金」による各 種助成事業	○樹木・花・地被植物等による緑化 ・自分が管理する土地、(所有権、地上権等の権限を有する土地) であること ・幅員4m以上の公衆道路、鉄道路線から6m以内の範囲の緑化。 ・緑化面積が5m2以上あること。 ・樹木、花、地被植物等を健全に育て、美しい景観を保つための管理を2年間以上継続すること。 ※他の緑化助成制度と重複して受けすることは出来ない。 ○緑化関係活動 ・市内で活動している団体又は今後活動を行おうとする団体であること。 ・市内に活動する団体又は公の選舉の候補者の支持に關係ある団体でないこと。 ・特定の政党若しくは宗教又は公の選舉の候補者の支持に關係ある団体でないこと。 ・營利を目的とした団体でないこと。 ・その他助成を行うことが不適当と認められる団体でないこと。 ・5年以上活動を継続すること。 ※助成は一団体につき、年度ごとに一回限り。また同一団体が行う同一事業につきは通算三回まで。	●	○樹木・花・地被植物等による緑化 ・緑化対象面積にlm2当たり10,000円を乗じた額、または緑化施工費用の2分の1のいずれか小さい金額。限度額は150,000円(補助金の交付は、一般地につき、1回限り)。 ・緑化面積が2,000m2をこえる大規模なものは、一件の申請あたり500,000円を限度額として、補助金を交付(補助金の交付は、一年につき、1回限り)。 ○緑化関係活動 ・申請額の限度額は一件の申請当たり、150,000円。 ・講師謝礼 ・印刷費 ・資材費 ・会場使用料 ・保険料 ・ボランティア活動を行った上で市長が必要と認める経費	○ ○ — http://www.city.kitakyushu.lg.jp/kensetu/05900067.html			